

## 政策評価調書(政策評価体系図)

所管名: 内閣府所管(組織)消費者庁

25年度成立予算における政策評価体系図 【基本(実施)計画(25年3月策定)】(注3)	26年度概算要求における政策評価体系図 【実施計画(26年3月策定(予定))】(注4)	政策評価 調書番号
上位レベル (注1, 2)	上位レベル	
中位レベル (注1, 2)	中位レベル	
下位レベル (注1, 2)	下位レベル	
I. 消費者政策	I. 消費者政策	
1. 消費者政策の推進	1. 消費者政策の推進	①
(1)消費者政策の企画、立案、推進及び調整	(1)消費者政策の企画、立案、推進及び調整	①-1
(2)消費生活に関する制度の企画・立案・推進	(2)消費生活に関する制度の企画・立案・推進	①-2
(3)個人情報保護に関する施策の推進	(3)個人情報保護に関する施策の推進	①-3
(4)消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	(4)消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	①-4
(5)物価対策の推進	(5)物価対策の推進	①-5
(6)地方消費者行政の推進	(6)地方消費者行政の推進	①-6
(7)消費者の安全確保のための施策の推進	(7)消費者の安全確保のための施策の推進	①-7
(8)消費者取引対策の推進	(8)消費者取引対策の推進	①-8
(9)消費者表示対策の推進	(9)消費者表示対策の推進	①-9
(10)食品表示の企画・立案・推進	(10)食品表示の企画・立案・推進	①-10

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記載すること
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記載すること。
3. 25年度政策評価体系図を記載すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記載すること。
4. 26年度において実施することが予定されている政策評価体系図を記載すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記載すること。なお、26年度の新規の政策及び前年度政策評価体系図における政策の名称から変更があるものに
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記載例2のとおり付番すること。
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記載する。

## 政策評価調査(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:内閣府 会計:一般会計 組織又は勘定:消費者庁 【実施計画(26年3月策定(予定))に対応するもの】

政策評価 調査番号	政策評価 の対象	概算要求書		1										
		(項)	(事項)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	
	×	消費者庁共通費												
		消費者庁一般行政に必要な経費(主要経費 95)												
		国民生活センターの運営に必要な経費 (主要経費 95)												
①	●	消費者政策費												
		消費者政策に必要な経費(主要経費 95)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
①	◆	独立行政法人国民生活センター運営費												
		独立行政法人国民生活センター運営費 交付金に必要な経費	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
①	●	東日本大震災復旧・復興消費者政策費												
		東日本大震災復旧・復興消費者政策に必要 な経費(主要経費 95)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		消費者政策の推進			評価方式	総合 <del>実績</del> 事業	番号	①
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算 の 状 況	当初予算（千円）	1,832,118	1,891,469	1,977,340	1,823,033	1,345,526		
		<0>	<0>	<0>	<0>	<0>		
	補正予算（千円）	-28,244	-6,036	6,000,514	0			
		<0>	<0>	<0>	<0>			
	繰越し等（千円）	0	0					
計（千円）	1,803,874	1,885,433	7,977,854					
	<1,803,874>	<1,885,433>	<7,977,854>					
執行額（千円）	945,930	1,176,927	7,535,412					
	<0>	<0>	<0>					
政策評価結果の概算要求への反映状況	個別票3に記載のため省略							

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	消費者政策の推進					番号	①			(千円)
	予 算 科 目							予 算 額		
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項			25年度 当初予算額	26年度 概算要求額	
対応表において●となっているもの	●	1	一般	消費者庁	消費者政策費	消費者政策に必要な経費		1,823,033	1,345,526	-36,037
	●	2	一般	消費者庁	東日本大震災復旧・復興消費者政策費	東日本大震災復旧・復興消費者政策に必要な経費		748,605	748,767	
	●	3								
	●	4								
	小計								2,571,638	2,094,293
対応表において◆となっているもの	◆	1	一般	消費者庁	独立行政法人国民生活センター運営費	独立行政法人国民生活センター運営費交付金に必要な経費		2,687,468	2,629,571	
	◆	2								
	◆	3								
	◆	4								
	小計								2,687,468	2,629,571
対応表において○となっているもの	○	1						<	>	>
	○	2						<	>	>
	○	3						<	>	>
	○	4						<	>	>
	小計								の内数	の内数
対応表において◇となっているもの	◇	1						<	>	>
	◇	2						<	>	>
	◇	3						<	>	>
	◇	4						<	>	>
	小計								の内数	の内数
合計								5,259,106 の内数	4,723,864 の内数	-36,037

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		消費者政策の推進				番号	①	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			25年度当初予算額	26年度概算要求額	増減			
基本的な消費者施策の企画・立案・推進	●	1	90,889	147,323	56,434	△ 797	政策評価結果を踏まえ、印刷製本費について積算の見直しを行い予算の減額要求を行なった。	
消費者事故等の情報の集約・分析・対応	●	1	54,225	53,412	△ 813	△ 418	政策評価結果を踏まえ、「消費者の財産被害に関する情報の集約・分析・対応」経費について経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	●	1	58,671	53,770	△ 4,901	△ 5,014	政策評価結果を踏まえ、消費者教育用教材の作成等について経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
物価対策の推進	●	1	44,830	18,223	△ 26,607	△ 6,875	政策評価結果を踏まえ、公共料金に関する研究会運営費及び広報資料作成費の予算の減額要求を行った。	
地方消費者行政の推進	●	1	643,889	150,484	△ 493,405	△ 6,190	政策評価結果を踏まえ、「消費者ホットライン」をはじめ各事業の執行実績を精査し、要求額の見直しを行い予算の減額要求を行った。	
消費者の安全確保のための施策の推進	●	1	35,430	33,658	△ 1,772	△ 16,743	政策評価結果を踏まえ、事業の統合及び積算の見直しを行い、予算の減額要求を行った。	
合計						△ 36,037		

## 平成 24 年度消費者庁政策評価書

政策名： 消費者政策の推進

施策名：

	(担当課)	(ページ数)
(1) 消費者政策の調整	消費者政策課	1
(2) 基本的な消費者政策の企画・立案・推進	消費者政策課	9
(3) 消費者事故等の情報の集約・分析・対応	消費者政策課	13
(4) 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	消費者制度課	15
(5) 個人情報保護に関する施策の推進	消費者制度課	21
(6) 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進	消費生活情報課	23
(7) 物価対策の推進	消費生活情報課	30
(8) 地方消費者行政の推進	地方協力課	33
(9) 消費者の安全確保のための施策の推進	消費者安全課	42
(10) 消費者取引対策の推進	取引対策課	50
(11) 消費者表示対策の推進	表示対策課	55
(12) 食品表示対策の推進	食品表示企画課	58



# 平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (1) )

施策名	消費者政策の調整						
施策の概要	消費者政策担当課長会議などの既存の枠組みの活用や、具体的な事案に応じた関係省庁・機関の会議の設置により、情報共有や機動的な対応を促進する。 消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、関係省庁による連絡会議を機動的に開催するなど、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、関係行政機関の調整を行う。消費者の立場に立った政策を推進する。						
達成すべき目標	消費者庁が司令塔としての機能を十分に発揮し、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図ることにより、国民の消費生活の安定及び向上を確保する。						
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算 の 状況 (千 円)	当初予算 (a)	-	108,375	46,634	59,254	/
		補正予算 (b)	-	0	0		
		繰越し等 (c)	-	0	0		
		合計 (a+b+c)	-	108,375	46,634	59,254	
執行額 (千円)	-	97,053	52,821				
施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	名称	年月日	関係部分 (抜粋)				
	消費者基本計画 (閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号 21, 23, 37-2, 43, 46, 53, 60, 60-2, 61, 137, 153-2・171				

	消費者基本計画 該当施策等	測定指標 (個々の事業の実績)					
	消費者基本計画 施策番号21番  関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。 消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。	<b>1 「食品と放射能」に関するリスクコミュニケーション等の強化と安全啓発事業の展開</b>				「食品と放射能」に関するリスクコミュニケーション等を強化するとともに、引き続き、安全啓発事業を展開する。	
		施策の進捗状況 (実績)					目標
		21年度*	22年度	23年度	24年度		25年度
		-	食品・水道水の検査結果や、出荷・摂取制限の範囲など、正確な情報を消費者庁のホームページで発信。	食品・水道水の検査結果や、出荷・摂取制限の範囲など、正確な情報を消費者庁のホームページで発信。 ・「食品と放射能Q&A」を作成して配付 (317箇所、47,799部)。	食品・水道水の検査結果や、出荷・摂取制限の範囲など、正確な情報をホームページで発信。 ・「食品と放射能Q&A」をホームページで発信するとともに、配付 (265箇所、47,699部)。なお、24年度は2回の改訂を行った。		
年度ごとの目標					/		
21年度*	22年度	23年度	24年度				
-	-	「食品と放射能Q&A」の配布等、食品と放射能の問題について、消費者へ分かりやすい情報提供を実施する。	23年度の事業実施結果を踏まえ、「食品と放射能」に関するリスクコミュニケーション等を強化するとともに、引き続き、安全啓発事業を展開する。				

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (1) )

測定指標	消費者基本計画 施策番号23番  リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係省庁の連携の下、検討を行います。	<b>2 リスク評価機関の機能強化と「食品安全庁」についての関係省庁の連携の下での検討</b>				
		施策の進捗状況（実績）				目標
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	未検討。	リスク評価機関の機能強化については、的確かつ迅速なリスク評価を実施するため、専門調査会の専門性を強化し、標準的な事務処理機関制度（タイムロック制度）を実施するとともに、評価ガイドラインの策定に向けた検討等を行った。	食品安全委員会にて、事務局体制の増強を図り、評価体制を強化するとともに、11月には、欧州食品安全機関（EFSA (European Food Safety Authority)）との第1回定期会合を開催し連携強化。	-
		年度ごとの目標				
		21年度*	22年度	23年度	24年度	(具体的施策の内容が変更となり、当庁が担当省庁等から外れたため)
	-	平成22年度以降検討を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク評価機関の機能強化については、そのための取組を継続的に実施する。</li> <li>・リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、関係省庁の連携の下、検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク評価機関の機能強化については、そのための取組を継続的に実施する。</li> <li>・リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、関係省庁の連携の下、検討を行う。</li> </ul>		
	年度ごとの目標					
	21年度*	22年度	23年度	24年度		
	-	平成22年度以降検討を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク評価機関の機能強化については、そのための取組を継続的に実施する。</li> <li>・リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、関係省庁の連携の下、検討を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク評価機関の機能強化については、そのための取組を継続的に実施する。</li> <li>・リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、関係省庁の連携の下、検討を行う。</li> </ul>		
	年度ごとの目標					
	24年度					
第三次薬物乱用防止五か年戦略（薬物乱用防止戦略加速化プラン）に基づき、未然防止対策、再乱用防止対策、取締対策、水際対策を引き続き推進する。						
消費者基本計画 施策番号37-2番  いわゆる脱法ドラッグ（違法ドラッグを含む）の取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施します。	<b>3 未然防止対策、再乱用防止対策、取締対策、水際対策の推進</b>					
	施策の進捗状況（実績）				目標	
	21年度*~23年度				25年度	
	-				取締り体制の強化等を推進するとともに、消費者への情報提供・啓発活動を実施する。	
	24年度					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月28日付けで全国の消費生活センターに寄せられるいわゆる脱法ドラッグ（違法ドラッグを含む。）の情報について、取締りを行っている担当部局に情報提供を行っていただくよう通知を发出。</li> <li>・「合法ハーブ」等と称して販売される薬物に関する啓発ポスターやチラシを消費生活センター等の協力を得て配布。</li> <li>・脱法ドラッグの通信販売サイトのうち、特定商取引法上の表示義務に違反しているおそれのあるサイトの運営業者等に対し、表示の是正等を要請する取組を行い、2月にその旨を公表。</li> </ul>					
年度ごとの目標						
24年度						
第三次薬物乱用防止五か年戦略（薬物乱用防止戦略加速化プラン）に基づき、未然防止対策、再乱用防止対策、取締対策、水際対策を引き続き推進する。						
消費者基本計画 施策番号43番  特定商取引法の適用除外とされた法律などの消費者保護関連法について、消費者被害の状況などを踏まえ厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時とりまとめ、公表します。さらに、当該状況を踏まえ、必要な執行体制強化や制度改正などを行います。消費者庁は、消費者委員会の意見を聞きながら、必要に応じ各省庁の具体的な取組を促します。	<b>4 厳正な法執行及び執行状況の公表</b>					
	施策の進捗状況（実績）				目標	
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
	-	内閣府消費者委員会ヒアリングにおいて報告・公表（11月）。	内閣府消費者委員会ヒアリングにおいて報告・公表（12月）。	厳正な法執行を引き続き実施。	引き続き、関係省庁において、厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時取りまとめ、公表する。	
	年度ごとの目標					
	21年度*	22年度	23年度	24年度		
-	法令の執行及び公表の状況を調査する。	引き続き、関係省庁において、厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時取りまとめ、公表する。	引き続き、関係省庁において、厳正な法執行を行うとともに、執行状況について随時取りまとめ、公表する。			
年度ごとの目標						
24年度						



	7 詐欺的商法による新たな消費者被害の事案への制度の運用・整備の在り方についての検討				
	施策の進捗状況(実績)				目標
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
<p>消費者基本計画 施策番号60番</p> <p>未公開株、社債、ファンド取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫してかつ迅速に行う体制のもと、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、関係行政機関の間で情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>	<p>「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置し、詐欺的商法による消費者被害の発生・拡大の防止を図るために緊急に取り組むべき総合的な対応策を取りまとめました。</p>	<p>事業者の名寄せ等の情報集約・共有、社名公表を伴う消費者への注意喚起、消費者月間や政府広報を通じた普及啓発等、積極的に施策を実施。</p>	<p>事業者の名寄せ等の情報集約・共有、社名公表を伴う消費者への注意喚起、消費者月間や政府広報を通じた普及啓発等、積極的に施策を実施。</p>	<p>・消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起を5回実施した。 ・「こんな勧誘にはご用心」と題し、政府広報を通じて、詐欺的商法への注意を呼び掛けた。また、政府広報を通じた「高齢者の消費者トラブル」未然防止に係る注意喚起を実施した。 ・既存の法令で対応困難な財産被害事案について、事業者に対する措置等を設けることにより、被害の発生・拡大を防止することを目的とする消費者安全法の一部を改正する法律が第180回通常国会において成立し、25年4月1日から施行された。</p>	<p>引き続き、未公開株等の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締りの強化、注意喚起・普及啓発の強化及び被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についての検討を適宜行う。</p>
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	-	<p>「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」の取りまとめ(平成22年3月19日)に盛り込まれた施策を着実に実施。</p>	<p>引き続き、未公開株等の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締りの強化、注意喚起・普及啓発の強化及び被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についての検討を実施する。</p>	<p>引き続き、未公開株等の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、取締りの強化、注意喚起・普及啓発の強化及び被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についての検討を適宜行う。</p>	

平成24年度政策評価書

(消費者庁24-(1))

	8 状況等の把握、厳正な法執行、普及啓発の強化、効果的な制度及びその運用の在り方についての検討				
	施策の進捗状況（実績）				目標
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
消費者基本計画 施策番号60-2番  CO2排出権取引への投資に係る諸問題について、相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等を踏まえ、効果的な対応策について検討します。	-	-	-	・消費者庁、金融庁、経済産業省、環境省にて情報・意見を交換する場を設けて、この問題に対して連携して取り組んだ。 ・25年3月には、警察庁を含む5省庁でリーフレットを作成し、一般消費者に向けた意識啓発を行った。 ・24年6月に特定商取引法違反で取引業者を行政処分する等、厳格な法執行を行った。	CO2排出権取引への投資に係る消費者からの相談、取扱事業者の実態、国内外の取引の状況等の把握に努める。関係省庁と相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等について情報共有の場を設けて、厳正な法執行並びに普及啓発の強化並びに効果的な制度及びその運用の在り方についての検討を実施する。
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
-	-	-	CO2排出権取引への投資に係る消費者からの相談、取扱事業者の実態、国内外の取引の状況等の把握に努める。関係省庁と相談の実態や類似の取引に対する規制の状況等について情報共有の場を設けて、厳正な法執行並びに普及啓発の強化並びに効果的な制度及びその運用の在り方についての検討を実施。		
	9 消費者への注意喚起				
	施策の進捗状況（実績）				目標
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
消費者基本計画 施策番号61番  いわゆる「マルチ取引」に関する苦情相談の実態を踏まえ効果的な対応策について検討します。	-	過去の事例を情報収集し、対応策の検討に着手（具体策を得るにはさらなる検討が必要）。	相談実態を引き続き確認しつつ、海外におけるマルチ商法に対する規制の状況等について情報収集を実施。	・24年4月に「いわゆるマルチ取引の被害に遭わないための5つのポイント」を公表し、消費者に注意を促した。 ・24年7月にパンフレットを国民生活センターと連名で作成し、消費者に注意喚起を行った。	- (24年度に実施済み)
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
-	対応策を検討する。	情報収集結果を踏まえ、引き続き検討する。	・消費生活相談情報ネットワーク（PIONET）に寄せられた相談の実態や海外における規制状況などの調査（委託）の結果等を踏まえ、消費者に注意を促す。 ・パンフレットを作成し、消費者に注意喚起を行う。		

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (1))

	10 消費者政策担当課長会議等の機動的開催				
	施策の進捗状況(実績)				目標
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
<p>消費者基本計画 施策番号137番</p> <p>消費者政策担当課長会議等について、消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換等を行うほか、消費者問題への迅速かつ的確な対応を図る観点から機動的に開催します。</p>	<p>・消費者政策担当課長会議：2回 この他、特定事項に関し次のとおり会議を開催。 ・エコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議：1回 ・トランス脂肪酸に係る情報の収集・提供に関する関係省庁等担当課長会議：3回 ・新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム：2回</p>	<p>・消費者政策担当課長会議：1回 ・パワーウインドによる挟込み事故検討会：3回 (個別事案に応じて関係省庁が集中的に議論する場を設けることに重点を置き、その他特定事項について関係省庁との連絡会議を随時開催。)</p>	<p>消費者政策担当課長会議：1回</p>	<p>・消費者政策担当課長会議：2回 ・食品ロス削減関係省庁等連絡会議(7月設置)：1回</p>	<p>引き続き、消費者政策担当課長会議等を機動的に開催する。</p>
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
<p>4回程度開催する。</p>	<p>引き続き、消費者政策担当課長会議等を機動的に開催する。</p>	<p>引き続き、消費者政策担当課長会議等を機動的に開催する。</p>	<p>引き続き、消費者政策担当課長会議等を機動的に開催する。</p>		

	11 消費者の安全・安心の確保に向けた施策の実施				
	施策の進捗状況(実績)				目標
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
<p>消費者基本計画 施策番号153-2・171番</p> <p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した国内外の事業者との取引に関する消費者問題に関し、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保に向けた施策について、以下の事項を中心に実施します。</p> <p>①決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備</p> <p>②インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示</p> <p>③広告表示に対するネット上の監視活動の強化</p> <p>④越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築</p> <p>⑤関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」(仮称)の運営</p> <p>⑥二国間会議、UNCITRALの作業部会も活用した越境電子商取引のトラブル解決の在り方についての検討</p>	—	<p>・「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について」を取りまとめ、公表(3月)。</p> <p>・翌年度以降の新たな取組方針を設定。</p> <p>・「越境取引における消費者トラブルの解決に向けた国際的取組に関する調査」を実施、海外における相談体制の状況を把握(9月以降)。</p>	<p>①決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備を開始。</p> <p>②「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」を公表。</p> <p>③広告表示に対するネット上の監視活動の強化を継続的に実施。</p> <p>④越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築に着手。</p> <p>⑤関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」の運営を開始(4回開催)。</p> <p>⑥越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築に着手。</p>	<p>・「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」について、24年5月に一部改定。</p> <p>・消費者庁越境消費者センター(CCJ)における相談に基づき、25年2月に模倣品の販売が確認された(又は強く疑われる)海外ウェブサイトに関する情報を消費者庁のホームページ上で公表した。</p> <p>・インターネット消費者取引連絡会を4回開催した。</p>	<p>24年度の取組を踏まえ、消費者の安全・安心の確保に向けた施策を引き続き実施する。</p> <p>①引き続き制度の運営を実施する。</p> <p>②インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の周知を継続的に実施する。</p> <p>③インターネット上の広告表示に関して、引き続き、景品表示法、特定商取引法等の厳正な執行を行う。</p> <p>④引き続き消費者庁越境消費者センター(CCJ)の運営を実施する。</p> <p>⑤今後も随時開催を行う。</p> <p>⑥今後も継続的に検討を行う。</p>
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	—	<p>・「インターネット消費者取引研究会」における検討。</p> <p>・日本の消費者と外国の事業者間又は日本の事業者と外国の消費者間の電子商取引のトラブルの解決手法について、国際的な議論の動向(国連国際諸取引法委員会(UNCITRAL)の作業部会の動向等)も踏まえ、検討を行う。</p>	<p>今後は、「インターネット消費者取引研究会」の取りまとめに盛り込まれた、以下の重点事項を着実に実施する。</p> <p>①決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備</p> <p>②インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示</p> <p>③広告表示に対するネット上の監視活動の強化</p> <p>④越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築</p> <p>⑤関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」の運営</p> <p>⑥引き続き、二国間会議、UNCITRALの作業部会も活用し、越境電子商取引のトラブル解決の在り方について、検討を行う。特に、越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けて、各国消費者相談窓口間のネットワークを構築するための取組を実施する。</p>	<p>23年度の取組を踏まえ、消費者の安全・安心の確保に向けた施策を引き続き実施する。</p> <p>①引き続き制度の運営を実施する。</p> <p>②インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の周知を継続的に実施する。</p> <p>③インターネット上の広告表示に関して、引き続き、景品表示法の厳正な執行を行う。</p> <p>引き続き、特定商取引法の厳正かつ迅速な法執行を行い、通信販売業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダなどに対し情報提供することにより違法なウェブサイトの削除などを促す。</p> <p>④引き続き消費者庁越境消費者センター(CCJ)の運営を実施する。</p> <p>⑤今後も随時開催を行う。</p>	

\*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

# 平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (1))

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	関係省庁・機関との情報共有や、消費者に対する情報提供等の機動的な対応をすることで、施策の目標をおおむね達成できた。 その結果、消費者の利益の擁護及び促進のための取組を行うことができた。
	目標期間終了時点の 総括	引き続き、消費者の利益の擁護及び増進のため、関係省庁・機関との連携を積極的に図りつつ、消費者に対する情報提供等の実効的な施策に取り組む。

学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験を有する者からの個別の意見聴取（平成25年8月） 特になし
-----------------	---------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	消費者政策課	作成責任者名	総括担当 佐藤 大祐	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------	--------	------------	----------	---------

# 平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (2) )

施策名	基本的な消費者政策の企画・立案・推進						
施策の概要	消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者政策の計画的な推進を図るための5ヵ年計画である「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うなど、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う。						
達成すべき目標	「消費者基本計画」の検証・評価及び見直しを行うことにより、刻々と変わる消費者を取り巻く環境に柔軟に対応するように施策を毎年度反映させていくことで、国民の消費生活の安定及び向上を確保する。						
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算 の 状況 (千 円)	当初予算 (a)	50,404	31,291	109,764	90,889	/
		補正予算 (b)	0	0	-567		
		繰越し等 (c)	0	0	0		
		合計 (a+b+c)	50,404	31,291	109,197	90,889	
執行額 (千円)	36,985	25,571	81,521				
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	名称	年月日	関係部分 (抜粋)				
	消費者基本計画 (閣議決定)	平成22年3月30日	総論第3、施策番号 108, 136, 168, 169, 170				
	消費者基本法 (昭和43年法律第87号)	昭和43年5月30日	第9条				

	消費者基本計画 該当施策等	測定指標 (個々の事業の実績)				
	消費者基本計画 総論 第3  毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について、消費者委員会の消費者行政全般に対する監視機能を最大限に発揮しつつ、検証・評価・監視を行います。検証・評価の結果とそれによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについては閣議決定を行い公表することによって、翌年度の施策に確実に反映させます。	<b>1 計画に盛り込まれた施策の実施状況についての検証・評価の結果とそれによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについての閣議決定</b>				
		施策の進捗状況 (実績)				目標
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	-	23年7月8日に、22年度の具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果と、それを受けて見直しを行った「消費者基本計画」について閣議決定。	24年7月20日に、23年度の具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果と、それを受けて見直しを行った「消費者基本計画」について閣議決定。	毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について、検証・評価・監視を行い、この結果必要となる「消費者基本計画」の見直しについて閣議決定を行う。
		年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度		
-	-	毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について検証・評価・監視を行い、検証・評価の結果とそれによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについて閣議決定を行う。	毎年度、計画に盛り込まれた施策の実施状況について検証・評価・監視を行い、検証・評価の結果とそれによって必要となる「消費者基本計画」の見直しについて閣議決定を行う。	/		

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (2) )

測定指標	消費者基本計画 施策番号108番  審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。	<b>2 「消費者団体基本調査」の関係省庁等への配付及び生活者・消費者を代表する審議会委員の選任</b>				
		施策の進捗状況（実績）				目標
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
		3月末の各府省庁等の現況を把握。	・関係省庁に対し、審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるよう依頼。 ・3月末の各府省庁等の現況を把握。	・今後の関係省庁等における審議会委員の選任に資するため、「平成23年度消費者団体名簿」を配付することとした。 ・関係省庁等が消費者団体から委員等を募集する必要がある場合に、消費者団体との情報・意見交換システムを活用できるよう協力することとした。	今後の関係省庁等における審議会委員の選任に資するため、「消費者団体基本調査」を6月に関係省庁等に配付した。	引き続き、関係府省庁において、審議会委員の選任に当たって、生活者・消費者を代表する委員の選任に努められるよう、消費者庁の消費者団体との情報・意見交換システムの活用等の協力を行う。
		年度ごとの目標				
		21年度*	22年度	23年度	24年度	
		—	22年3月末現在の各府省庁等の現況を把握。関係省庁に対し、審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるよう依頼。	引き続き、関係府省庁における審議会委員の選任状況を把握し、関係府省庁の取組のフォローアップを行う。	・「消費者団体基本調査」を関係省庁等に配付する。 ・引き続き、関係府省庁においては、審議会委員の選任に当たって、当該審議会の性格等に応じて、消費者庁の消費者団体との情報・意見交換システムを活用するなどにより、生活者・消費者を代表する委員の選任に努める。	
		<b>3 消費生活に関するトラブルについて消費生活相談窓口を案内できるような取組の推進</b>				
		施策の進捗状況（実績）				目標
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
—	厚生労働省に対し、労働者等からの相談を受け付ける窓口における「消費者ホットライン」の周知等を文書で依頼。	「消費者ホットライン」の周知用チラシを、都道府県労働局、経済産業局や日本司法支援センターの支部等、関係省庁の最先機関を含め各種相談窓口1,621箇所合計128,790部を配布し、周知を依頼。	いわゆる「マルチ商法」や「サクラサイト商法」等の問題点についての注意喚起のために作成したパンフレット等において消費者ホットラインについても記載し、大学等の機関に対して配布を行うことで、消費者ホットラインの周知に努めた。	引き続き、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進める。		
年度ごとの目標						
21年度*	22年度	23年度	24年度			
—	関係省庁に対し、労働相談窓口などへの消費生活相談窓口の周知を依頼。	引き続き、消費生活相談窓口の周知について働き掛ける。	引き続き、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進める。			

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (2) )

<p>消費者基本計画 施策番号168番</p> <p>OECD消費者政策委員会（CCP）において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、現在進められている製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画します。</p>	<b>4 OECD会合及び関連作業グループ会合等への積極的参画</b>					
	CCP関連会議への参加回数（実績値）				目標	
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
	3回	6回	6回	4回	引き続き、OECD会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。	
	年度ごとの目標					
	21年度*	22年度	23年度	24年度		
	・ CCPにおいて、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。 ・ 電子商取引、製品安全等についての研究・討論・情報交換を行う。	・ CCPにおいて、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。 ・ 電子商取引、製品安全等についての研究・討論・情報交換を行う。	引き続き、OECD会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。	引き続き、OECD会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。		
	<p>消費者基本計画 施策番号169番</p> <p>地域間・二国間における消費者問題について、日中韓の政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。</p>	<b>5 日中韓等の地域間及び二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携</b>				
		政策対話・協議及び消費者政策に関するフォーラムへの出席回数（実績値）				目標
21年度*		22年度	23年度	24年度	25年度	
—		2回 （日中韓消費者政策協議会等）	3回 （アジア消費者フォーラム等）	4回 （日中韓消費者政策協議会等）	引き続き、日中韓等の地域間及び二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携を図る。	
各国からの照会・ヒアリング等への対応数（国数）（実績値）						
21年度*		22年度	23年度	24年度		
7カ国		5カ国	5カ国	7カ国		
年度ごとの目標						
21年度*		22年度	23年度	24年度		
・ 地域間・二国間における消費者問題について、国際的な連携の強化を図る。		・ 消費者当局間による政策協議等において対話の促進を図る。 ・ 地域間・二国間における消費者問題について、国際的な連携の強化を図る。	引き続き、日中韓等の地域間・二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携強化を図る。	引き続き、日中韓等の地域間及び二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携を図る。		

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (2) )

消費者基本計画 施策番号170番  「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。併せて、国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有します。	<b>6 ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携強化</b>				
	ICPEN関連会議への参加回数(実績値)				目標
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	1回 (本会合)	1回 (本会合)	1回 (本会合)	1回 (本会合)	
	ICPEN関連プロジェクトへの参加(施策の進捗状況)				引き続き、ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携強化に取り組む。
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
・「インターネット点検キャンペーン」 ・「詐欺防止月間」プロジェクト	・「インターネット点検キャンペーン」 ・「詐欺防止月間」プロジェクト	・「インターネット点検キャンペーン」 ・「詐欺防止月間」プロジェクト	・「インターネット点検キャンペーン」 ・「詐欺防止月間」プロジェクト ・eConsumer.govの日本語サイトにおいて情報提供。		
年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度		
ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携の強化として、「インターネット点検キャンペーン」活動、「詐欺防止月間」プロジェクト等へ参加する。	・ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携の強化として、「インターネット点検キャンペーン」活動、「詐欺防止月間」プロジェクト等へ参加する。 ・関係国の執行機関との間の情報共有を行うため、「eConsumer.gov日本語サイト」の充実化を行う。	・引き続き、ICPEN等関連会議への参加を通じて法執行機関の国際的な連携強化に取り組む。 ・関係国執行機関との間の情報共有(「eConsumer.gov日本語サイト」の充実化)を進める。	引き続き、ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携強化に取り組む。		

\*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	消費者基本計画の取りまとめ担当課として、具体的施策の実施状況に関する検証・評価により、計画に掲げられた施策の実施状況を的確に把握することで、平成25年度における同計画の見直しにつなげた。また、消費者等の意見や国際的な動向を的確に施策に反映させるために、情報提供や国際的な連携の強化をする等、施策の目標はおおむね達成できた。 これらにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するための取組を行うことができた。
	目標期間終了時点の 総括	平成24年度の具体的施策の実施状況及び平成25年6月閣議決定予定の消費者基本計画の見直しを踏まえ、今後も、引き続き、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた取組を行う。 具体的には、「消費者基本計画」を総括的に検証・評価し、見直しについて閣議決定を行うほか、関係省庁に対する情報提供、国際的な連携の推進などに更に取り組んでいく。

学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験を有する者からの個別の意見聴取(平成25年8月) 特になし
-----------------	---------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	消費者政策課	作成責任者名	総括担当 佐藤 大祐	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------	--------	------------	----------	---------

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (3) )

施策名	消費者事故等の情報の集約・分析・対応					
施策の概要	消費者安全法に基づき、消費者庁に集約された情報を的確に分析し、取りまとめ結果を公表する。情報を的確に分析するため、有識者や独立行政法人国民生活センターとの情報共有、意見交換を実施する。集約・分析した消費者事故等に関する情報を庁内及び関係行政機関、地方公共団体等と共有し、適切に消費者に対して提供する。財産分野の消費者事故等について、消費者被害の発生または拡大の防止を図るため、消費者安全法に基づく注意喚起などの対応を随時行う。					
達成すべき目標	消費者被害の発生又は拡大の防止を図ることにより、消費者が安心して消費を行える市場を構築し、それによって良質な事業・雇用を創出し、ひいては日本経済の再生を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(千円)					
	当初予算 (a)	150,552	171,769	62,577	54,225	
	補正予算 (b)	0	0	-1,373		
	繰越し等 (c)	0	0	0		
合計 (a+b+c)	150,552	171,769	61,204	54,225		
執行額 (千円)	60,796	75,728	34,538			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	消費者基本計画(閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号 5・6			

測定指標	消費者基本計画該当施策等	測定指標(個々の事業の実績)				
	消費者基本計画 施策番号5・6  消費者安全法に基づく消費者事故等の通知やP I O - N E T等で収集される情報に関する分析手法を向上させつつ、適切な分析を行うことにより、消費者被害の発生動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。	1 適切な分析及び情報提供の実施並びに注意喚起や商品テスト情報のタイムリーな提供				
		施策の進捗状況(実績)				目標
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	-	-	・消費生活相談情報ネットワーク(P I O - N E T)情報や消費者安全法第12条に基づく通知情報等を的確に分析し、関係機関等に対し情報提供。 ・消費者安全法第38条第1項の規定に基づき、消費者等に対し、6件の注意喚起を実施。 ・24年6月と25年2月に消費者安全法第13条の規定に基づき、消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果を公表し、国会に報告。	・適切な分析及び情報提供について、継続的に実施する。 ・引き続き、消費者被害の発生動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行う。
年度ごとの目標						
	22年度	23年度	24年度			
	-	-	-	・適切な分析及び情報提供について、継続的に実施する。 ・引き続き、消費者被害の発生動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行う。		

\*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

# 平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (3))

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	消費者事故等の発生に関する情報の集約・分析・対応として、関係省庁・機関と連携をしつつ、積極的な情報提供をすることで、施策の目標はおおむね達成できた。 これにより、消費者被害の発生又は拡大の防止を図り、消費者が安心して消費を行える市場を構築するための取組を行うことができた。
	目標期間終了時点の 総括	引き続き、消費者事故等の未然防止・拡大防止のため、消費者庁が収集する情報を一層拡充させるとともに、分析の質を高めていく。 また限られた資源の中で施策の優先性を考慮しつつ、特に財産被害に係る事案への行政措置について、一層本格的に取り組む。

学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験を有する者からの個別の意見聴取（平成25年8月） 特になし
-----------------	---------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	消費者政策課	作成責任者名	総括担当 佐藤 大祐	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------	--------	------------	----------	---------

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (4))

<p>施策名</p>	<p>消費生活に関する制度の企画・立案・推進</p>																																					
<p>施策の概要</p>	<p>1. 集団的消費者被害救済制度の検討                  加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、必要な措置を講じる。</p> <p>2. 適格消費者団体の認定、監督、支援                  ①適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じる。                  ②地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、情報面での支援等を実施する。                  ③消費者団体訴訟制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行う。</p> <p>3. 消費者契約法の運用・見直し                  ①消費者契約法に関し、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討する。                  ②消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について検討する。</p> <p>4. 公益通報者保護法の推進                  公益通報者保護法について、法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進する。行政機関における公益通報窓口の整備等を促進する。</p>																																					
<p>達成すべき目標</p>	<p>1. 集団的消費者被害救済制度の検討                  集団的消費者回復に係る訴訟制度について、できる限り早期に成案を得て、国会へ法案を提出することを目指す。財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について検討を行い、平成24年度中を目途に取りまとめを行う。</p> <p>2. 適格消費者団体の認定、監督、支援                  ①②③適格消費者団体と意見交換を行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討するとともに適格消費者団体における認定NPO法人制度に関する理解を深め、同団体における認定申請を促す。また、P I O - N E T 端末の設置について、利用可能となるよう具体化を進めるとともに、消費者団体訴訟制度の周知・広報、適格消費者団体への情報面での支援、適格消費者団体の認定・監督を適正に行う。</p> <p>3. 消費者契約法の運用・見直し                  ①②平成23年度に行った消費者契約に関する裁判等の収集・分析結果を活用するとともに、民法改正議論と連携した消費者契約の不当勧誘・不当条項の在り方及び消費者団体訴訟制度における差止請求の拡大について検討する。</p> <p>4. 公益通報者保護法の推進                  説明会等の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護法の周知・啓発、公益通報窓口の整備等の促進に努める。公益通報者保護専門調査会による消費者委員会報告（平成23年2月）や消費者委員会による「公益通報者保護制度の見直しに関する意見」（平成23年3月）等を踏まえ、必要な措置を講じる。</p> <p>上記1.～4. のとおり、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち、消費生活に関する制度等を企画・立案・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資する。</p>																																					
<p>施策の予算額・執行額等</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">予算 の 状況 (千 円)</td> <td>当初予算 (a)</td> <td>75,792</td> <td>76,447</td> <td>88,512</td> <td>78,152</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>補正予算 (b)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>-1,127</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等 (c)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 (a+b+c)</td> <td>75,792</td> <td>76,447</td> <td>87,385</td> <td>78,152</td> </tr> <tr> <td colspan="2">執行額 (千円)</td> <td>39,581</td> <td>38,076</td> <td>66,690</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	予算 の 状況 (千 円)	当初予算 (a)	75,792	76,447	88,512	78,152	/	補正予算 (b)	0	0	-1,127		繰越し等 (c)	0	0	0		合計 (a+b+c)	75,792	76,447	87,385	78,152	執行額 (千円)		39,581	38,076	66,690			
区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額																																
予算 の 状況 (千 円)	当初予算 (a)	75,792	76,447	88,512	78,152	/																																
	補正予算 (b)	0	0	-1,127																																		
	繰越し等 (c)	0	0	0																																		
	合計 (a+b+c)	75,792	76,447	87,385	78,152																																	
執行額 (千円)		39,581	38,076	66,690																																		
<p>施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>年月日</th> <th>関係部分（抜粋）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費者基本計画（閣議決定）</td> <td>平成22年3月30日</td> <td>施策番号 42, 109, 110, 127, 128, 130</td> </tr> <tr> <td>消費者行政推進基本計画（閣議決定）</td> <td>平成20年6月27日</td> <td>「被害者救済のための法的措置の検討を進める。」</td> </tr> </tbody> </table>	名称	年月日	関係部分（抜粋）	消費者基本計画（閣議決定）	平成22年3月30日	施策番号 42, 109, 110, 127, 128, 130	消費者行政推進基本計画（閣議決定）	平成20年6月27日	「被害者救済のための法的措置の検討を進める。」																												
名称	年月日	関係部分（抜粋）																																				
消費者基本計画（閣議決定）	平成22年3月30日	施策番号 42, 109, 110, 127, 128, 130																																				
消費者行政推進基本計画（閣議決定）	平成20年6月27日	「被害者救済のための法的措置の検討を進める。」																																				

消費者基本計画 該当施策等	測定指標 (個々の事業の実績)					
消費者基本計画 施策番号42番  消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。 また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。	<b>1 消費者委員会における「消費者契約法に関する調査作業チーム」への出席・資料提供回数</b>					
	出席回数 (実績)				目標 (値)	
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
	-	-	-	8回	消費者委員会における「消費者契約法に関する調査作業チーム」の会合への出席、法務省における「法制審議会民法（債権関係）部会」へ関係官としての出席及び25年2月26日に取りまとめられた民法（債権関係）改正に関する中間試案とそれに係る意見募集において寄せられた意見等を踏まえて、消費者契約法の規定の在り方について検討を行う。	
	資料提供回数 (実績)					
	21年度*	22年度	23年度	24年度		
	-	-	-	2回		
	年度ごとの目標					
	21年度*	22年度	23年度	24年度		
	-	・民法改正との連携 ・消費者契約に関する裁判例、消費生活相談事例の収集・分析 ・消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の問題点の把握	・民法改正との連携 ・消費者契約に関する裁判例、消費生活相談事例の収集・分析 ・消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の問題点の把握	消費者契約に関する裁判例等の収集・分析の結果も踏まえ、民法改正議論と連携した消費者契約の不当勧誘・不当条項の在り方及び消費者団体訴訟制度における差止請求の拡大について検討する。		
<b>2 消費者がアクセスしやすい公益通報者保護制度相談ダイヤルの運営 (1か月当たりの受付件数)</b>						
実績値				目標 (値)		
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度		
公益通報者保護制度相談ダイヤル：約63.5件/月	公益通報者保護制度相談ダイヤル：約93.8件/月	公益通報者保護制度相談ダイヤル：約83.0件/月	公益通報者保護制度相談ダイヤル：約68.6件/月	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。		
年度ごとの目標						
21年度*	22年度	23年度	24年度			
消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。			
消費者基本計画 施策番号109番  消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。	<b>3 消費者がアクセスしやすい個人情報保護法質問ダイヤルの運営 (1か月当たりの受付件数)</b>					
	実績値				目標 (値)	
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
	個人情報保護法質問ダイヤル：約274件/月	個人情報保護法質問ダイヤル：約305件/月	個人情報保護法質問ダイヤル：約253件/月	個人情報保護法質問ダイヤル：約234件/月	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施する。	
	年度ごとの目標					
	21年度*	22年度	23年度	24年度		
	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施。	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施する。		

消費者基本計画 施策番号110番  加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなく奪し、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。	<b>4 「集団的消費者被害の回復に係る訴訟制度（仮称）」の立案作業</b>				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	集団的消費者被害制度研究会を6回開催した。	・ 集団的消費者被害救済制度研究会を7回開催し、報告書を取りまとめた。 ・ 消費者委員会集団的消費者被害救済制度専門調査会に9回出席・資料提供を行った。	・ 消費者委員会集団的消費者被害救済制度専門調査会に6回出席・資料提供を行った。 ・ 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子を公表し、意見募集を行った。	「集団的消費者被害に係る訴訟制度案」を公表し、意見募集を行った。	「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」を早期に国会へ提出する。法案成立後においては、円滑な施行に向けた必要な準備を行うとともに、制度の周知・広報に取り組む。
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	有識者等による研究会を開催し、論点整理に向けた検討を行う。	・ 22年度夏を目途に論点整理を行う。 ・ 23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得るべく適切に検討を行う。	・ 23年夏を目途に結論を得た上、当該結論を踏まえ、法制化に向けた検討を行う。	「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度（仮称）」について、できる限り早期に成案を得て、国会へ法案を提出することを目指す。	
	<b>5 「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の開催回数</b>				
	実績値				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
—	—	5回	11回		
年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度		
—	—	財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について検討を行う。	財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について検討を行い、平成24年度中を目途に取りまとめを行う。	財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度による経済的不利益賦課制度について、「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」で取りまとめられた報告書を踏まえ、検討を行う。	
消費者基本計画 施策番号127番  適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。	<b>6 適格消費者団体との意見交換回数</b>				
	実績値				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	—	9回	3回	12回	
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	—	適格消費者団体と意見交換を行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討する。	適格消費者団体と意見交換を行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討する。	適格消費者団体と意見交換を行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討する。	適格消費者団体と意見交換を行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討する。
	<b>7 認定NPO法人の認定を受けた適格消費者団体数</b>				
	実績値				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
—	1団体	1団体	1団体（仮認定）		
年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度		
適格消費者団体における認定NPO法人制度に対する理解を深め、同団体における認定申請を促す。	適格消費者団体における認定NPO法人制度に対する理解を深め、同団体における認定申請を促す。	適格消費者団体における認定NPO法人制度に対する理解を深め、同団体における認定申請を促す。	適格消費者団体における認定NPO法人制度に対する理解を深め、同団体における認定申請を促す。	適格消費者団体における認定NPO法人制度に関する理解を深め、同団体における認定申請を促す。	

測定指標

消費者基本計画 施策番号128番  地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明を行うほか、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、国民生活センター等の有する消費生活相談情報の提供や、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施します。また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行います。	<b>8 判決等の公表件数</b>				目標(値)
					25年度
	施策の進捗状況(実績)				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	6件	6件	11件	14件	
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	情報面での支援等を行う。	情報面での支援等を行う。	情報面での支援等を行う。	情報面での支援等を行う。	
	<b>9 普及啓発事業の実施状況</b>				
	実績値				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	—	3回	2回	5回	
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	広報事業の実施により、消費者団体訴訟制度及び適格消費者団体について、周知を図る。	消費者団体訴訟制度意見交換ミーティングを開催し、消費者団体訴訟制度の周知・広報を行う。	消費者団体訴訟制度意見交換ミーティングを開催し、消費者団体訴訟制度の周知・広報を行う。	消費者団体訴訟制度のシンポジウムを開催し、消費者団体訴訟制度の周知・広報を行う。	消費者団体訴訟制度の周知・広報、適格消費者団体への情報面での支援、適格消費者団体の認定・監督を適正に行う。
	<b>10 適格消費者団体に対する調査・事情聴取の実施状況</b>				
	実績値				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	8件	9件	4件	10件	
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	適格消費者団体を常時、適切に監督する。	適格消費者団体を常時、適切に監督する。	適格消費者団体を常時、適切に監督する。	適格消費者団体を常時、適切に監督する。	
	<b>11 申請を受けてから認定までに要した期間</b>				
	実績値				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	90日 (認定1件)	約70日 (認定1件及び認定の有効期間の更新5件の平均)	約59日 (認定1件及び認定の有効期間の更新2件の平均)	約65日 (認定1件及び認定の有効期間の更新2件の平均)	
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
適格消費者団体を適正に認定・更新する。	適格消費者団体を適正に認定・更新する。	適格消費者団体を適正に認定・更新する。	適格消費者団体を適正に認定・更新する。		
<b>12 P I O-N E T 端末の設置についての検討状況</b>					
施策の進捗状況(実績)				目標(値)	
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
—	—	—	—		
年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度		
—	—	適格消費者団体において利用可能となるよう具体化を進める。	適格消費者団体において利用可能となるよう、関係者との調整を進める。	適格消費者団体において利用可能となるよう、関係者との調整を進める。	

13 公益通報者保護法説明会の回数・参加者数・満足度					目標(値)	
					25年度	
実績値					説明会等の実施や 広報資料の配布等 によって、公益通 報者保護法の周 知・啓発、公益通 報窓口の整備等 の促進に努める。	
開催回数						
21年度*	22年度	23年度	24年度			
5回	5回	5回	3回			
参加者数						
21年度*	22年度	23年度	24年度			
635名	566名	429名	383名			
「有益であった」等と回答した出席者の割合						
21年度*	22年度	23年度	24年度			
83.8%	91.3%	86.0%	86.3%			
年度ごとの目標						
21年度*	22年度	23年度	24年度			
説明会等を実施し、公益通報・相談窓口の整備等を促進する。	説明会等を実施し、公益通報・相談窓口の整備等を促進する。	説明会等を実施し、公益通報・相談窓口の整備等を促進する。	説明会等を実施し、公益通報・相談窓口の整備等を促進する。			
14 行政機関向け公益通報研修会の回数・参加者数・満足度						
実績値						
開催回数						
21年度*	22年度	23年度	24年度			
1回	5回	5回	1回			
参加者数						
21年度*	22年度	23年度	24年度			
115名	426名	321名	150名			
「有意義であった」等と回答した出席者の割合						
21年度*	22年度	23年度	24年度			
88.0%	90.0%	89.0%	90.9%			
年度ごとの目標						
21年度*	22年度	23年度	24年度			
説明会等を実施し、公益通報・相談窓口の整備等を促進する。	説明会等を実施し、公益通報・相談窓口の整備等を促進する。	説明会等を実施し、公益通報・相談窓口の整備等を促進する。	説明会等の実施や 広報資料の配布等 によって、公益通 報者保護法の周 知・啓発、公益通 報窓口の整備等 の促進に努める。			
15 行政機関における通報・相談窓口の設置率						
実績値						
21年度*	22年度	23年度	24年度			
府省庁：100% 都道府県：100% 市区町村：40.1%	府省庁：100% 都道府県：100% 市区町村：44.7%	府省庁：100% 都道府県：100% 市区町村：47.3%	府省庁：100% 都道府県：100% 市区町村：49.2%			
年度ごとの目標						
21年度*	22年度	23年度	24年度			
説明会等を実施し、公益通報・相談窓口の整備等を促進する。	説明会等を実施し、公益通報・相談窓口の整備等を促進する。	説明会等を実施し、公益通報・相談窓口の整備等を促進する。	説明会等の実施や 広報資料の配布等 によって、公益通 報者保護法の周 知・啓発、公益通 報窓口の整備等 の促進に努める。			

消費者基本計画  
施策番号130番

公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。また、消費者委員会における検討を踏まえ、公益通報者保護法附則第2条の規定に従い、公益通報者保護の観点から、公益通報者保護法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (4))

	<b>16 消費者委員会（専門調査会）の検討を踏まえた取組</b>				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	—	国の行政機関の通報処理ガイドラインを一部改正。	「民間事業者における内部通報制度に係る規程集」の取りまとめ。	「公益通報者保護制度に関する実態調査」の実施。	公益通報者保護専門調査会による消費者委員会報告（平成23年2月）や消費者委員会による「公益通報者保護制度の見直しに関する意見」（平成23年3月）等を踏まえ、必要な措置を講じる。
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
—	消費者委員会の検討を踏まえ、公益通報者保護法の施行状況について検討する。	消費者委員会報告等を踏まえ、法や通報処理制度の実態についての調査等を行う。	公益通報者保護専門調査会による消費者委員会報告（平成23年2月）や消費者委員会による「公益通報者保護制度の見直しに関する意見」（平成23年3月）等を踏まえ、必要な措置を講じる。		

\*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法制度の検討に関する業務に関しては、消費者の財産被害に係るすき間事案への行政措置を導入すること等を内容とする消費者安全法の一部を改正する法律が成立したほか、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の法案化に向け、制度案の意見募集を行うなどの作業を行った。また、「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の開催（11回）等を通じ、財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度について検討を進めるとともに、消費者委員会における「消費者契約法に関する調査作業チーム」への出席（8回）・資料提供（2回）等を通じて消費者契約法の在り方について検討を行った。</li> <li>・ 消費者団体訴訟制度に関する業務については、シンポジウム（全国5か所）の開催等を通じて制度の普及啓発活動を行ったほか、適格消費者団体の認定等にあって申請を受けてから平均約65日で認定等手続を行うなど適切に業務を行った。このほか、消費者団体訴訟制度に関しては、2013年2月に特定商取引に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、差止請求の対象となる不当行為に係る類型として、訪問購入が追加されたほか、差止請求の対象の拡大（著しく事実相違する食品表示等）の検討を行った。</li> <li>・ 公益通報者保護法については、説明会等を通じて普及・啓発を行ったほか、消費者委員会による「公益通報者保護制度の見直しに関する意見」（平成23年3月）等を踏まえ、「公益通報者保護制度に関する実態調査」を実施した。</li> </ul> <p>以上の消費生活に関する制度等の企画・立案・推進を行うことにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現にすることができた。</p>
	目標期間終了時点の総括	<p>引き続き、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた取組を行う。</p> <p>具体的には、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の導入に向けた取組や、適格消費者団体への支援を進めるほか、公益通報者保護制度の推進（「公益通報者保護制度に関する実態調査」を踏まえた対応の検討等）などに更に取り組んでいく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験を有する者からの個別の意見聴取（平成25年8月） 特になし
-----------------	---------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	消費者制度課	作成責任者名	総括担当 瀬戸口 文博	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------	--------	-------------	----------	---------

平成24年度政策評価書

(消費者庁24 - (5) )

施策名	個人情報保護に関する施策の推進						
施策の概要	誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤である「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の円滑な施行のため、関係行政機関、地方公共団体と密接に連携しつつ法制度の普及・定着を図るとともに、個人情報保護法制の国際的な協調を図り、我が国の制度について国際的な理解を深めるための取組を実施。						
達成すべき目標	「個人情報の保護に関する基本方針」(平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日及び平成21年9月1日一部変更)に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図るとともに、内閣府消費者委員会における個人情報保護法の問題点についての審議に協力し、その結果を踏まえ検討を行うなど、個人情報保護に関する施策を推進することにより、個人の権利利益を保護し、国民が安心してICT(情報通信技術)の利便を享受できる社会の実現に資する。						
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算 の 状況 (千 円)	当初予算(a)	50,972	42,952	30,147	25,855	
		補正予算(b)	0	0	-75		
		繰越し等(c)	0	0	0		
		合計(a+b+c)	50,972	42,952	30,072	25,855	
執行額(千円)	25,029	35,577	19,129				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	名称	年月日	関係部分(抜粋)				
	消費者基本計画(閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号 165, 166				

測定指標	消費者基本計画 該当施策等	測定指標(個々の事業の実績)				
	消費者基本計画 施策番号165番  「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図ります。	<b>1 個人情報保護法に関する説明会(開催場所数、参加者数、肯定的評価の割合)</b>				
		実績値				目標(値)
		開催場所数				25年度
		21年度*	22年度	23年度	24年度	法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図る。
		13か所	13か所	13か所	13か所	
		参加者数				
		21年度*	22年度	23年度	24年度	
		3,307人	3,123人	3,057人	3,077人	
		肯定的評価の割合				
21年度*	22年度	23年度	24年度			
87%	90%	80%	87%			
年度ごとの目標						
21年度*	22年度	23年度	24年度			
法制度の理解・浸透の向上。	個人情報保護法説明会の内容面での更なる充実。	法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図る。	法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理の推進等を図る。			
消費者基本計画 施策番号166番  個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。	<b>2 消費者委員会又はその専門調査会において個人情報保護法に関連する議題が取り上げられた回数</b>					
実績値				目標(値)		
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度		
1回	5回	6回	1回	消費者委員会における個人情報保護法の問題点についての審議に協力し、その審議の結果を踏まえ検討する。		
年度ごとの目標						
21年度*	22年度	23年度	24年度			
消費者委員会における個人情報保護法の問題点についての審議に協力し、その審議の結果を踏まえ検討する。	消費者委員会における個人情報保護法の問題点についての審議に協力し、その審議の結果を踏まえ検討する。	消費者委員会における個人情報保護法の問題点についての審議に協力し、その審議の結果を踏まえ検討する。	消費者委員会における個人情報保護法の問題点についての審議に協力し、その審議の結果を踏まえ検討する。			

\*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

# 平成24年度政策評価書

(消費者庁24 - (5))

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>法制度の周知徹底のため、全国13か所で個人情報保護法の説明会を実施するなど法律及び制度の内容等に関する情報提供及び啓発を行った。平成24年度の説明会では、新たな取組として、地方公共団体等が地域において個人情報の適切な共有に取り組んでいる事例の報告を行い、内容の充実を図った。合計で約3,100人の参加があり、参加者に対して行ったアンケートでは、「有益であった」「まあ有益であった」との回答割合が約9割に達するなど、一定の成果を上げている。</p> <p>また、消費者委員会における個人情報保護法の問題点についての審議が進められる際に資するよう「平成23年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」を消費者委員会へ報告する(24年10月)など、協力を行った。</p>
	目標期間終了時点の 総括	<p>個人情報保護法は、全面施行後8年余りを経過したところであるが、事業者からの漏えい事案が引き続き注目を集める等、個人情報の取扱いに対する国民の不安感には根強いものがあり、個人情報の取扱いに対する苦情・問合せは依然として多くある。また、「消費者基本計画」において、「個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討」することとされている。さらに、個人情報の取扱いに係る国際的なルールの検討も、急速に進展している。</p> <p>これらの動きを踏まえながら、消費者庁において引き続き、法の趣旨の正しい解釈の周知・徹底等の取組を行っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>学識経験を有する者からの個別の意見聴取(平成25年8月) 特になし</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	消費者制度課	作成責任者名	個人情報保護担当 佐小 千恵美	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------	--------	-----------------	----------	---------

平成24年度政策評価書

(消費者庁24-(6))

施策名	消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進						
施策の概要	<p>○教育 これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立するために開催した「消費者教育推進会議」の取りまとめ「消費者教育推進のための課題と方向」を受け、「消費者教育推進のための体系的プログラム」研究会を開催し、対象領域ごとライフステージごとの個別の目標を検討し、「体系的プログラム」として取りまとめるとともに、この「体系的プログラム」の普及策を提案する。 消費者教育の基盤整備として、消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約して提供している消費者教育ポータルサイトをより充実させるため、随時、掲載情報件数等の拡充を行う。 消費者被害・事故に遭わない消費者を育てることを目的とし、消費者に対して、必要とされる消費者教育ツールを届け消費者教育を効率的・効果的に行うために、年度内をめぐり新学習指導要領の内容を踏まえた小学生向けの消費者教育用副教材を作成するとともに、消費者教育の教育手法等についての検討を行う。</p> <p>○普及啓発 各地の消費者支援活動を推進するため、消費者支援活動に極めて顕著な功績のあった個人又は団体に対して、功績をたたえ顕彰する。 消費者トラブルの減少を図るとともに消費者が主役となる社会づくりに向けた機運を高めるため、5月の消費者月間に、消費者庁、地方自治体、事業者及び民間団体等が消費者問題に関する事業を集中的に実施し、消費生活に関する知識等の普及啓発を推進する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止等を図るため、高齢者、障害者、および周りの方々に対し消費者トラブルに関する情報提供等を行う仕組みを構築する。 子どもの不慮の事故の減少への寄与を図るため、子どもの事故防止に関する注意喚起情報等を発信するとともに、「子どもを事故から守るプロジェクト」を推進する。</p>						
達成すべき目標	<p>○教育 消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況に鑑み、学校、家庭、地域、職場その他の様々な「場」において消費生活に関する教育が充実されるよう必要な施策を講じることにより、消費者の自立を支援する。</p> <p>○普及啓発 消費者団体等との適切な連携の下、消費者問題に関する普及啓発活動を総合的に推進し、消費者の自立を支援する。 高齢者及び障害者の消費者トラブルの防止や子どもの不慮の事故防止等を図るための施策を推進し、高齢・障害消費者の消費者トラブルの防止及び子どもの不慮の事故の減少への寄与を図る。</p>						
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	55,517	75,158	74,886	58,671	/
		補正予算 (b)	0	0	-219		
		繰越し等 (c)	0	0	0		
		合計 (a+b+c)	55,517	75,158	74,667	58,671	
執行額 (千円)	26,365	36,697	22,720				
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	名称	年月日	関係部分（抜粋）				
	消費者基本計画（閣議決定）	平成22年3月30日	施策番号 9, 87, 88, 89, 90, 94, 96, 97, 105, 129, 135				
	消費者行政推進基本計画（閣議決定）	平成20年6月27日	・消費者教育や啓発に係る地方支援、（中略）などに取り組む。 ・国がこれまで行ってきた直轄事業（PIONEERの整備、研修、消費者教育や啓発への支援等）についても充実するとともに、（以下、略）				

消費者基本計画 該当施策等	測定指標（個々の事業の実績）					
	消費者基本計画 施策番号9番  子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。	1 メール配信サービス「子ども安全メールfrom消費者庁」の登録者数				
		実績値				目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
		—	6,222件 (3月31日時点)	20,200件 (3月29日時点)	23,593件 (3月28日時点)	登録者数30,000件
		年度ごとの目標				/
21年度*	22年度	23年度	24年度			
—	子どもの安全に係る情報を保護者や関係者へ提供するメール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」を週1回配信する。	子どもの安全に係る情報を保護者や関係者へ提供するメール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」を週1回配信する。	24年度中に登録者数30,000件			

<p>消費者基本計画 施策番号87番</p> <p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの各ライフステージに応じた消費者教育を、様々な主体が連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議において取りまとめた「消費者教育推進のための課題と方向」を踏まえ、消費者庁、文部科学省及び関係省庁による消費者教育の充実を図ります。 また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</p>	<b>2 会議の開催回数など</b>				<p>消費者教育の推進に関する基本的な方針等を踏まえ、消費者教育推進会議及び小委員会等を開催し、消費者教育推進のための具体策を提案する。</p>	
	実績値					目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度		25年度
	消費者教育推進会議等の開催（回数）					
	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議 1回</li> <li>・テーマ別会合2回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議 2回</li> <li>・テーマ別会合1回</li> <li>・分科会 7回</li> <li>・座長会 1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体系的プログラム研究会 4回</li> </ul>		
	年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度			
—	消費者教育推進会議を開催し、消費者教育を体系的に進める体制を確立する。	消費者教育推進会議を開催し、消費者教育を体系的に進める体制を確立する。	推進会議の取りまとめ「消費者教育推進のための課題と方向」を受け、「消費者教育推進のための体系的プログラム」研究会を開催し、対象領域ごとライフステージごとの個別の目標を検討し、「体系的プログラム」として取りまとめるとともに、この「体系的プログラム」の普及策を提案する。			

  

<p>消費者基本計画 施策番号88番</p> <p>関係行政機関等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約したポータルサイトを拡充し、消費者教育に関する情報と知見の共有を進めます。</p>	<b>3 ポータルサイト上の提供情報</b>				<p>消費者教育に関する情報と知見の共有化を目指して、消費者教育ポータルサイトの適切な運用を行うとともに、教材や取組等の情報提供の拡充及び充実を図る。また、消費者教育ポータルサイトの双方向化についての検討などを行う。</p>	
	実績値					目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度		25年度
	新規件数					
	296件	150件	740件	100件		
	年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度			
—	機能拡充・新コーナー設置を行うとともに、平成22年度末を目途に提供教材拡充を行う。	機能拡充を行うとともに、年度末を目途に提供教材拡充を行う。	消費者教育に関する情報と知見の共有化を目指して、消費者教育ポータルサイトの適切な運用を行うとともに、教材や取組等の情報提供の拡充及び充実を図る。			

消費者基本計画 施策番号89番  消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行います。	<b>4 先進的教育手法・効果測定等に関する調査学校（学校数）</b>				
	実績値				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	(24年度に実施済み)
	—	1校	5校	(25年1月に消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から「消費者教育の体系イメージマップ～消費者カステップアップのために～」を取りまとめ、公表し、各都道府県・政令指定都市に配布。)	
	年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度		
—	消費者教育の先進的教育手法・効果測定手法等について検討を行う。	消費者教育の先進的教育手法・効果測定手法等について検討を行う。	消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行う。		
消費者基本計画 施策番号90番  消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進します。	<b>5 消費者教育推進体制整備の促進に関する文部科学省との連携（研究協議会の参加者数）</b>				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>文部科学省が実施した地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携状況等の調査の結果について、共有が得られた。</li> <li>文部科学省が開催した「消費者教育フェスタ（消費者教育に関する研究協議会）」において講演し、消費者教育に係る連携の推進を促した。</li> </ul>	（「消費者教育フェスタ」（24年1月18日開催、199名参加）や岐阜県で開催した「消費者教育フェスタ in ぎふ」（24年2月22・23日に開催、延べ1,027名参加）において、文部科学省が地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携のモデルを示すことにより、連携の推進を促した。）	（神戸市で開催した「消費者教育フェスタ in 神戸」（25年1月30・31日開催、延べ1,123名参加）や「消費者教育フェスタ」（25年2月27・28日に開催、延べ297名参加）において、文部科学省が地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携のモデルを示すことにより、連携の推進を促した。）	消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進することとする。
	年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度		
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>推進体制の整備促進のため、文部科学省において実施する、地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携状況等の調査結果について共有を図る。</li> <li>文部科学省が開催する消費者教育に関する研究協議会において、連携の推進を促す。</li> </ul>	文部科学省が開催する消費者教育に関する研究協議会において、連携の推進を促す。	消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進することとする。		

測定指標	消費者基本計画 施策番号94番  新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、それぞれの機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。	<b>6 副教材の作成数、副教材作成委員会の開催数</b>					
		施策の進捗状況（実績）				目標（値）	
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
		-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部専門家を委員とする「教材作成委員会」の開催：5回</li> <li>・ 副教材作成：3教材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部専門家を委員とする「教材作成委員会」の開催：6回</li> <li>・ 副教材作成：3教材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部専門家の協力を得て作成したが、作成委員会は開催せず。</li> <li>・ 副教材作成：2教材</li> </ul>	消費者教育の体系イメージマップの幼児期から高齢期までのライフステージ、対象領域ごとの目標に対応した副教材を作成し、消費者教育ポータルサイト（前掲：施策番号88番）にて提供することにより、学校における消費者教育の推進を行う。	
		年度ごとの目標					
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
		-	新学習指導要領の内容を反映した中学生向け副教材を、文部科学省との連携・外部専門家の協力により作成する。	新学習指導要領の内容を反映した高校生向け副教材を、文部科学省との連携・外部専門家の協力により作成する。	文部科学省と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などを作成し、学校における消費者教育に対する支援を行う。		
		<b>7 ポータルサイト上の提供情報</b>					
		施策の進捗状況（実績）					目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
-	150件	740件	100件	消費者教育の体系イメージマップの幼児期から高齢期までのライフステージ、対象領域ごとの目標に対応した副教材を作成し、消費者教育ポータルサイト（前掲：施策番号88番）にて提供する、地方公共団体等の出前講座の紹介等、消費者教育に関する様々な情報の提供を行い、地域における消費者教育の推進を行う。			
年度ごとの目標							
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度			
-	消費者教育用教材の作成・配布等、地域における消費者教育の推進を行う。	消費者教育用教材の作成・配布、情報提供等、地域における消費者教育の推進を行う。	消費者教育ポータルサイト（前掲：施策番号88番）にて、関係省庁、地方公共団体等が作成した消費者教育教材や出前講座の紹介等、消費者教育に関する様々な情報の提供を行い、地域における消費者教育の推進を行う。				
消費者基本計画 施策番号96番  それぞれの機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。							

		8 消費者教育推進体制整備の促進に関する文部科学省との連携（研究協議会の参加者数）				
		施策の進捗状況（実績）				目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
消費者基本計画 施策番号97番	教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省が実施した地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携状況等の調査の結果について、共有が得られた。</li> <li>・文部科学省が開催した「消費者教育フェスタ（消費者教育に関する研究協議会）」において講演し、消費者教育に係る連携の推進を促した。</li> </ul>	（「消費者教育フェスタ」（24年1月18日開催、199名参加）や岐阜県で開催した「消費者教育フェスタinぎふ」（24年2月22・23日に開催、延べ1,027名参加）において、文部科学省が地方公共団体における教育委員会と消費者行政部局との連携のモデルを示すことにより、連携の推進を促した。）	（神戸市で開催した「消費者教育フェスタin神戸」（25年1月30・31日開催、延べ1,123名参加）や「消費者教育フェスタ」（25年2月27・28日に開催、延べ297名参加）において、文部科学省が地方公共団体における教育委員会と消費者行政部局との連携のモデルを示すことにより、連携の推進を促した。）	文部科学省と連携を図り、多様な主体の連携による消費者教育を推進することに資する施策を進めていく。
		年度ごとの目標				
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	文部科学省と連携を図り、多様な主体の連携による消費者教育を推進することに資する施策を進めていく。	文部科学省と連携を図り、多様な主体の連携による消費者教育を推進することに資する施策を進めていく。	文部科学省と連携を図り、多様な主体の連携による消費者教育を推進することに資する施策を進めていく。		
		9 啓発資料等の配布（件数）				
		実績値				目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
消費者基本計画 施策番号105番	国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進します。	-	300部 （食品表示関連）	第6回食育推進全国大会において「食品と放射能Q&A」（冊子）や食品表示に関するパンフレットを配布（各400部）した。	第7回食育推進全国大会において「食品と放射能Q&A」（冊子）や食品表示に関するパンフレットを配布（各400部）した。	食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。
		年度ごとの目標				
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。	食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。	食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。		

<p>消費者基本計画 施策番号129番</p> <p>消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。</p>	<b>10 消費者団体との意見交換会の開催（回数）</b>				
	実績値				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	1回	2回	1回	9回	消費者団体との意見交換会を地方を含め6回開催。
	年度ごとの目標				24年度中に消費者団体との意見交換会を12回開催。
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	消費者団体との意見交換の実施を通じて、消費者庁の施策について情報提供を行うとともに、消費者団体の要望・意見等を聴取する。	消費者団体との意見交換の実施を通じて、消費者庁の施策について情報提供を行うとともに、消費者団体の要望・意見等を聴取する。	消費者団体との意見交換の実施を通じて、消費者庁の施策について情報提供を行うとともに、消費者団体の要望・意見等を聴取する。		
	<b>11 消費者団体が実施するシンポジウム等への出席（回数）</b>				
	実績値				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
—	33回	49回	23回	消費者団体が実施するシンポジウム等に24回出席。	
年度ごとの目標				24年度中に消費者団体が実施するシンポジウム等に24回出席。	
21年度*	22年度	23年度	24年度		
—	消費者団体が実施するシンポジウム等への出席を通じて、消費者庁の施策について情報提供を行うとともに、消費者団体の要望・意見等を聴取する。	消費者団体が実施するシンポジウム等への出席を通じて、消費者庁の施策について情報提供を行うとともに、消費者団体の要望・意見等を聴取する。			
<p>消費者基本計画 施策番号135番</p> <p>消費者を主役とした行政に向けて国家公務員に対し、消費生活センター等における窓口業務を体験する研修の実施を図ります。</p>	<b>12 研修の回数、参加者数及び研修参加者の評価（アンケート）</b>				
	実績値				目標（値）
	回数				25年度
	21年度*	22年度	23年度	24年度	国家公務員向けの消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を着実に実施する。
	5回	5回	2回	3回	
	参加者数				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	97名	66名	49名	64名	
	「有益」と回答した参加者の割合				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	90.7%	92.4%	98%	92.2%	
	「満足」と回答した参加者の割合				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
92.8%	97%	98%	89.1%		
年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度		
国家公務員向けの消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を試行的に実施する。	国家公務員向けの消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を実施する。	国家公務員向けの消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を実施する。	国家公務員向けの消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を着実に実施する。		

\*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

平成24年度政策評価書

(消費者庁24-(6))

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	『「消費者基本計画」における具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」』を踏まえ、おおむね達成できたと考える。
	目標期間終了時点の 総括	引き続き、消費者基本計画を踏まえた施策等を実施するとともに、消費者が賢い消費者、自立した消費者となるため、より地域や消費者団体等と連携を図り、充実を図っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○学識経験を有する者からの個別の意見聴取（平成25年8月）</p> <p>（意見）予算額に比して執行額が半分に満たないが、実施すべき政策が行われなかったのか、それとも未執行額が生じたが政策効果は所定の水準を満たしたのか、明確に記述されていない。後者であれば、コスト削減によっても政策効果が得られたのか、より効果的な手法を採用したことにより政策効果が得られたのか、「政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにする」（消費者庁政策評価基本計画（平成22年3月31日消費者庁長官決定））という評価観点から明確にすべき。</p> <p>（回答）一部（教育手法と効果測定）の事業については、業務多忙により実施できず、当該事業は翌年度には予算要求を行わなかった。さらに、例えば、教材の作成については、競争入札において非常に低い額で契約できたこと、また、作成そのものが年度末までかかり、印刷や梱包発送を行うことができなかったことから、執行残があった。ただし、この点についても、当該状況を踏まえ、翌年度の予算要求では適正な減額を行っている。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	消費生活情報課	作成責任者名	消費者教育担当 足立 充 消費者啓発担当 藤井 賢一	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------	--------	-------------------------------	----------	---------

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (7) )

施策名	物価対策の推進					
施策の概要	各種公共料金の改定等の内容について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議において、消費者に与える影響を十分考慮すべく所要の調整を行う。また、内外価格差など公共料金に関する調査を行い消費者への情報提供などを行う。なお、災害等の緊急時においては、物価担当官会議を開催し、関係府省連携の下で生活関連物資等の価格動向の調査・監視や需給・価格動向について、国民への情報提供を行う。					
達成すべき目標	物価の安定に資する施策の推進により、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況(千円)					
	当初予算(a)	22,687	12,024	16,381	44,830	
	補正予算(b)	-8,978	0	-582		
	繰越し等(c)	0	0	0		
合計(a+b+c)	13,709	12,024	15,799	44,830		
執行額(千円)	1,041	2,727	15,837			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	消費者基本計画(閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号 67, 67-2			

測定指標	消費者基本計画 該当施策等	測定指標(個々の事業の実績)				
	消費者基本計画 施策番号67番  各省庁所管の公共料金等について、従来から消費者庁への協議や閣僚会議への付議を行ってきていますが、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行い、必要な措置を講じます。	1 各省庁所管の公共料金等について、消費者庁・消費者委員会の関与のあり方を含めた仕組みの見直し検討を行い、必要な措置を講ずる。				
		施策の進捗状況(実績)				目標(値)
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
		(参考) ○関係閣僚会議への付議件数:1件 ○関係省庁との協議件数:3件	23年3月14日開催の物価担当官会議において、各省庁が所管する公共料金等について消費者庁への協議等の取扱いを定めていた「物価担当官会議申合せ」を改正した(従来は値上げの場合に限って協議することとしていたが、公共料金等を新規に設定する場合も協議することとした)。  (参考) ○関係閣僚会議への付議件数:1件 ○関係省庁との協議件数:5件	(参考) ○関係閣僚会議への付議件数:なし	(参考) ○関係閣僚会議への付議件数:3件 ○関係省庁との協議件数:2件	-
		年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度			
消費者に与える影響を十分考慮する。	消費者に与える影響を十分考慮する。	消費者に与える影響を十分考慮する。	消費者基本計画施策番号67番により、見直しを行った物価担当官会議申合せ(平成23年3月14日)に基づき、各省庁が所管する公共料金等について、消費者に与える影響を十分考慮して協議を行う。			

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (7) )

	2 公共料金に関する調査				目標(値)
	施策の進捗状況(実績)				25年度
内外価格差など公共料金に関する調査及び消費者への情報提供	21年度*	22年度	23年度	24年度	内外価格差など公共料金に関する調査を行い、消費者への情報提供を行う。
	日本と他4カ国との間における12分野の公共料金の内外価格差調査の実施。	日本と他4カ国との間における9分野の公共料金の内外価格差調査の実施。	日本と他4カ国との間における10分野の公共料金の内外価格差調査の実施。	日本と他4カ国との間における11分野の公共料金の内外価格差調査の実施。	
	3 ウェブサイトを通じた消費者への情報提供				目標(値)
	施策の進捗状況(実績)				25年度
内外価格差など公共料金に関する調査及び消費者への情報提供	21年度*	22年度	23年度	24年度	内外価格差など公共料金に関する調査を行い、消費者への情報提供を行う。
	「公共料金の窓」の運営。	「公共料金の窓」の運営。	「公共料金の窓」の運営。	「公共料金の窓」の運営。	
	年度ごとの目標				目標(値)
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	-	内外価格差など公共料金に関する調査を行い、ウェブサイトを通じた消費者への情報提供を行う。	内外価格差など公共料金に関する調査を行い、ウェブサイトを通じた消費者への情報提供を行う。	
消費者基本計画 施策番号67-2番	4 公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点からの施策の検討及び取組				目標(値)
	施策の進捗状況(実績)				25年度
公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組めます。 ①所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ ②公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保 ③据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施	21年度*	22年度	23年度	24年度	消費者委員会を活用して、②「消費者参画の実質的な確保」の実施に向けた所管省庁の取組状況に関するフォローアップに向けた作業、③「料金妥当性の検証」の検討に資する材料を整理する。
	-	-	-	「①公共料金等に係る情報公開の実施状況フォローアップ」の実施のため、書面調査や消費者委員会で設置された公共料金等専門調査会による各省庁ヒアリングを行った。	
	年度ごとの目標				目標(値)
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	-	-	平成24年内を目処に関係省庁等とともに進め方、取組内容の方針について検討を行う。	

\*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

## 平成24年度政策評価書

(消費者庁24-(7))

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	・約30年ぶりに電気料金の値上げが申請されたことを契機に、昨年来、国民生活における公共料金等の重要性が改めて認識されている。24年度は、東京電力、関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請における物価問題に関する関係関係会議への付議や関係省庁との協議の過程において、消費者・消費者団体との意見交換会の開催や検証ポイントの策定・公表を行う等、適切に対応を行った。このほか、当庁のウェブページ等を活用し、電気料金認可申請に係る経済産業省との協議内容について、消費者への情報提供を行った。 ・消費者基本計画施策番号67-2番「①公共料金等に係る情報公開の実施状況フォローアップ」の実施のため、消費者委員会に設置された公共料金等専門調査会による各省庁ヒアリング等を行った。 ・「公共料金の内外価格差調査」等の実施、国民生活安定緊急措置法の施行状況報告についての国会報告を行った。
	目標期間終了時点の 総括	物価対策を適切に進めることができた。今後も公共料金に関する現状と課題を整理し、継続的な取組を行い、消費者に与える影響を十分考慮すべく努めていく。

学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	消費生活情報課	作成責任者名	物価担当 増田 孝之	政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	---------	--------	------------	----------	-----------

施策名	地方消費者行政の推進					
施策の概要	<p>平成23年度末までの「集中育成・強化期間」における、地方消費者行政の課題及び消費者庁としての取組・地方公共団体への期待をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を、着実に推進していく。</p> <p>「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や内閣府消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行う。</p> <p>「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。更に、全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」の実施を通じ、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。</p>					
達成すべき目標	地方自治体と連携しながら、地方消費者行政の充実・強化を支援することにより、消費者被害の防止や救済、消費生活の安定や向上を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度*	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算 の 状況 (千 円)	当初予算 (a)	286,453	240,634	1,068,337	1,373,289
	補正予算 (b)	0	108,528	6,019,365	0	
	繰越し等 (c)	0	0	108,528	0	
	合計 (a+b+c)	286,453	349,162	7,196,230	1,373,289	
執行額 (千円)	117,447	136,922	7,103,592			
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	名称	年月日	関係部分（抜粋）			
	消費者基本計画（閣議決定）	平成22年3月30日	施策番号 1, 109, 111, 121・122, 122-2, 123, 124, 126, 129, 136			
	消費者行政推進基本計画（閣議決定）	平成20年6月27日	・地方の消費生活センター及び国民生活センターを高齢者を含めすべての消費者が何でも相談でき、誰もがアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築する。			
	日本再生戦略（閣議決定）	平成24年7月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方消費者行政の充実・強化に向けた新たな支援策の検討・結論、支援の推進&lt;2012年度に実施すべき事項&gt;</li> <li>・地方消費者行政の更なる充実・強化に向けた支援の推進（消費生活相談や法執行体制の整備・充実、消費者団体等の多様な主体との連携強化、消費者教育の充実等への支援）</li> <li>・市町村における消費者生活相談体制の人口カバー率：100%&lt;2015年度までに実施すべき事項&gt;</li> <li>・消費者被害に遭ってもどこにも相談しなかった人の割合を減少させる&lt;2020年までに実現すべき成果目標&gt;</li> </ul>			

消費者基本計画 該当施策等	測定指標（個々の事業の実績）				
消費者基本計画 施策番号1番  全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）の刷新を円滑に実施します。また、受け付けた相談情報をオンライン登録することにより、必要な情報が作成され次第、速やかに集約され、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築します。さらに、国におけるPIO-NET端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関にこれを追加配備します。	1 検討会での検討状況				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	-	「PIO-NET刷新に関する検討会」を開催し、消費生活相談員等関係者からのヒアリングやアンケート調査を実施。	7月に「PIO-NET刷新に関する検討会」において中間報告を取りまとめ、同報告を基に、業務・システムの現状分析など、刷新に向けた作業を実施。	「PIO-NET刷新に関する検討会」中間報告を踏まえ、現場での相談にもっと役立つものにするなど、引き続き、PIO-NET刷新に向けた作業を進めていく。
	年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度		
-	-	検討会を立ち上げ、自治体の消費者行政担当職員や消費生活相談員など関係者からヒアリングを行う。	「PIO-NET刷新に関する検討会」を開催し、PIO-NETを現場での相談にもっと役立つものにするなど、引き続き検討していく。		

		2 消費者ホットラインの運営（利用件数）				
		実績値				目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
消費者基本計画 施策番号109番  消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。		63,513件 (22年1月から開始)	232,475件	236,082件	242,015件	引き続き、効率化を図りながら、一元的な電話番号で消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を、消費者の利便に資する形で実施する。
		年度ごとの目標				
		21年度*	22年度	23年度	24年度	
		消費者にとっての相談機会の充実を図る。	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施する。	引き続き、消費者の利便に資する形で実施する。	引き続き、一元的な電話番号で消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を、消費者の利便に資する形で実施する。	
		3 「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況（専門家派遣事業における派遣数、相談件数等）				
		施策の進捗状況（実績）				目標（値）
		23年度	24年度			25年度
消費者基本計画 施策番号111番  多重債務者対策について、相談窓口の高度化など地方公共団体による消費者行政としての取組に対する支援を行います。		被災地における相談窓口に、24年3月末までに岩手県、宮城県、福島県、茨城県の15自治体45カ所の相談窓口（うち法テラス出張所4箇所）に専門家のべ2,350名を派遣。	被災地における相談窓口に、25年3月末までに岩手県、宮城県、福島県の16自治体52カ所の相談窓口（うち法テラス出張所5箇所）に専門家のべ3,646名を派遣。平成25年度より地方消費者行政活性化基金を活用した地方自治体の事業に移行。			—
		23年度	24年度			
		地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に各分野の専門家（弁護士、司法書士、行政書士、税理士等）を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行う。	地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に各分野の専門家（弁護士、司法書士、行政書士、税理士等）を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行う。			
		4 「地方消費者行政活性化基金」を通じた専門家の活用				
		施策の進捗状況（実績）				目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
消費者基本計画 施策番号111番  多重債務者対策について、相談窓口の高度化など地方公共団体による消費者行政としての取組に対する支援を行います。		地方公共団体主催の会議出席など、機会を捉えて各地域での取組について周知を行った。	地方公共団体主催の会議出席など、機会を捉えて各地域での取組について周知を行った。	地方公共団体主催の会議出席など、機会を捉えて各地域での取組について周知を行った。	地方公共団体主催の会議出席など、機会を捉えて各地域での取組について周知を行った。	「地方消費者行政活性化基金」などの活用例の紹介を通じ、地方公共団体における取組が効果的に図られるよう引き続き支援していく。
		年度ごとの目標				
		21年度*	22年度	23年度	24年度	
		—	引き続き、「地方消費者行政活性化基金」を通じ、専門家の活用などによる相談窓口の高度化等について支援を行う。	「地方消費者行政活性化基金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」などの活用例の紹介を通じ、地方公共団体における取組が効果的に図られるよう引き続き支援していく。	「地方消費者行政活性化基金」などの活用例の紹介を通じ、地方公共団体における取組が効果的に図られるよう引き続き支援していく。	
		5 消費生活相談員等を対象とした国民生活センターでの研修の実施（回数）				
		施策の進捗状況（実績）				目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
消費者基本計画 施策番号111番  多重債務者対策について、相談窓口の高度化など地方公共団体による消費者行政としての取組に対する支援を行います。		9回	17回	8回	3回	相談員等のニーズを踏まえ、適切に研修を実施する。
		年度ごとの目標				
		21年度*	22年度	23年度	24年度	
		—	消費生活相談員等を対象とする研修などを通じた支援を行う。	さらなる研修の充実をはかる。	さらなる研修の充実を図る。	

消費者基本計画  
施策番号121・122番

① 地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を推進します。

② 「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政について、詳細な事例集とこれを基にした「地方自治体への期待」、「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ、引き続き、地方消費者行政の充実・強化に取り組めます。

③ 地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップの下で進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。

④ 今回の「東日本大震災」で被害を受けた地方公共団体のバックアップに取り組めます。

⑤ 消費生活センターの法制上の位置付けや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、一般的に検討を行います。

⑥ 「地方消費者行政活性化基金」終了後においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行います。

6 消費者庁職員による「現場」との意見交換（回数）				
実績値				目標（値）
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
84回	163回	189回	214回	全国10ブロックの各担当（1名）が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。
年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度	
地方で消費者行政に携わる現場担当職員等との意見交換回数：60回	「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に実施する。	全国10ブロックの各担当（1名）が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。	全国10ブロックの各担当（1名）が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。	
7 「地方消費者行政活性化基金」終了後の財源の確保				
施策の進捗状況（実績）				目標（値）
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
-	-	-	・平成24年度補正予算において「基金」の上積み・延長を措置。 ・「地方消費者行政に対する国の財政性措置の活用期間に対する一般原則」を制定し、地方への継続的な支援の必要性の認識を明示。 ・平成25年度予算において「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」の実施のため「基金」の上積みを措置。	・平成26年度以降においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えする支援の在り方を検討するとともに、財源の確保に向けて検討を行う。 ・基金等により整備した消費者行政体制の自主財源による安定的な維持・充実を働きかける。
年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度	
-	-	-	「地方消費者行政活性化基金」終了後においても地方消費者行政における地方公共団体の積極的な取組を下支えするために、新たな財政措置を平成25年度予算において要求する。	
8 執行専門研修の開催				
施策の進捗状況（実績）				目標（値）
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
-	特定商取引法及び景品表示法を中心にケーススタディを充実し、一層の「実戦志向」を図った研修の開催（6月、約100名参加）。結果、都道府県における執行力の強化を図ることができた。	特定商取引法及び景品表示法を中心にケーススタディを充実し、一層の「実戦志向」を図った研修を開催（9月、約90名参加）し、都道府県における執行力の強化を図った。	特定商取引法及び景品表示法を中心に、執行実務に必要な基礎知識の習得を目的とした「執行初任者研修」（24年5月、約90名参加）及び、執行に必要な実務スキルの向上を目指した「執行専門研修」（25年1月、約100名参加）を実施し、執行力の強化を図った。	引き続き、執行研修の開催により担当職員の一層の専門性の向上を図る。
年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度	
-	研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上	さらなる研修内容の充実をはかる。	執行研修の開催により担当職員の一層の専門性の向上を図る。	

9 「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況 (専門家派遣事業における派遣数、放射性物質検査機器の配備台数など)				
施策の進捗状況(実績)				目標(値)
23年度		24年度		25年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地における相談窓口に、24年3月末までに岩手県、宮城県、福島県、茨城県の15自治体(45カ所の相談窓口)と法テラス出張所4箇所(45カ所)に専門家のべ2,350名を派遣。</li> <li>23年11月より、(独)国民生活センターと共同で自治体に放射性物質検査機器を貸与。</li> <li>地方消費者行政活性化基金について、震災・原発事故を受けた緊急対応のため、被災4県について、24年度予算において3.64億円上積み。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地における相談窓口に、25年3月末までに岩手県、宮城県、福島県の16自治体52カ所の相談窓口(うち法テラス出張所5箇所)に専門家のべ3,646名を派遣。平成25年度より地方消費者行政活性化基金を活用した地方自治体の事業に移行。</li> <li>(独)国民生活センターと共同で278自治体に392台の放射性物質検査機器を貸与を完了。</li> <li>地方消費者行政活性化基金について、震災・原発事故を受けた緊急対応のため、被災4県について、25年度予算において7.29億円上積み。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、(独)国民生活センターと連携して、消費者の安全・安心の確保に向け、地方自治体における食品等の放射性物質検査体制整備を支援する。</li> <li>被災4県に対する震災・原発事故を受けた緊急対応のための財政支援を引き続き実施する。</li> </ul>
年度ごとの目標				
23年度		24年度		
<ul style="list-style-type: none"> <li>地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口(弁護士、司法書士、行政書士、税理士等)を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行う。</li> <li>地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、(独)国民生活センターと連携して、消費者の安全・安心の確保に向け、地方自治体における食品等の放射性物質検査体制整備を支援するため、放射性物質検査機器の貸与を実施する。</li> <li>各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、震災・原発事故を受けた緊急対応(復旧・復興に向けた消費者行政機能の回復・強化や食品の放射性物質検査等)により、被災4県では基金の取崩し額に不足が見込まれるため、24年度予算において増額要求する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口(弁護士、司法書士、行政書士、税理士等)を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行う。</li> <li>地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、(独)国民生活センターと連携して、消費者の安全・安心の確保に向け、地方自治体における食品等の放射性物質検査体制整備を支援するため、放射性物質検査機器の貸与を引き続き実施する。</li> <li>各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、震災・原発事故を受けた緊急対応(復旧・復興に向けた消費者行政機能の回復・強化や食品の放射性物質検査等)により、被災4県(福島・宮城・岩手・茨城)では基金の取崩し額に不足が見込まれるため、25年度予算において増額要求する。</li> </ul>		

10 検討会での検討状況				
施策の進捗状況(実績)				目標(値)
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
-	-	-	24年8月に検討会中間報告をとりまとめた。	引き続き、消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等の具体化に向けて必要な事項について検討を行う。
年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度	「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化に関する検討会」を開催し、自治体や消費者団体等との関係者とも意見交換をしながら、更なる検討を進める。
-	-	-		

消費者基本計画  
施策番号122-2番

消費生活相談員の資格の法的位置付けの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。

測定指標

消費者基本計画 施策番号123番	<b>11 消費者ホットラインの運営（利用件数）</b>				
	実績値				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	63,513件 (22年1月から開始)	232,475件	236,082件	242,015件	引き続き、効率化を図りながら、一元的な電話番号で消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を、消費者の利便に資する形で実施する。
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	—	消費生活センターや相談窓口の周知徹底を行う。	引き続き、消費者の利便に資する形で実施する。	引き続き、消費者の利便に資する形で実施する。	
	<b>12 消費者ホットライン接続自治体の拡大（自治体数）</b>				
	実績値				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
81自治体	28自治体 (23年1月27日現在)	51自治体	74自治体	直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やす。	
年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度		
—	直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やす。	直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やす。	直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やす。		
消費者基本計画 施策番号124番	<b>13 消費者行政ブロック会議の開催（回数）</b>				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	—	6回	6回	6回	引き続き開催する。開催にあたっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	—	都道府県における法執行強化のため、都道府県に対し、支援を行う。	引き続き開催する。開催にあたっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。	引き続き開催する。開催にあたっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。	
	<b>14 執行専門研修の開催</b>				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
—	特定商取引法及び景品表示法を中心にケーススタディを充実し、一層の「実戦志向」を図った研修の開催（6月、約100名参加）。結果、都道府県における執行力の強化を図ることができた。	特定商取引法及び景品表示法を中心にケーススタディを充実し、一層の「実戦志向」を図った研修を開催（9月、約90名参加）し、都道府県における執行力の強化を図った。	特定商取引法及び景品表示法を中心に、執行実務に必要な基礎知識の習得を目的とした「執行初任者研修（24年5月、約90名参加）」及び、執行に必要な実務スキルの向上を目指した「執行専門研修（25年1月、約100名参加）」を実施し、執行力の強化を図った。	引き続き、執行研修の開催により担当職員の一層の専門性の向上を図る。	
年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度		
—	都道府県における法執行強化のため、都道府県に対し、支援を行う。	更なる研修内容の充実を図る。	更なる研修内容の充実を図る。		

消費者基本計画  
施策番号126番

政策・措置に関する情報を地方公共団体と共有する体制について、関係行政機関及び地方公共団体との連携を密にするなどして整備を行います。各種説明会や連絡会議の場等において引き続き情報共有の徹底を図ります。

15 消費者庁職員による「現場」との意見交換（回数）

実績値				目標（値）
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
84回	163回	189回	214回	全国10ブロックの各担当（1名）が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。
年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度	
年度ごとの目標（値）	—	月10回程度は地方公共団体担当者などの現場の関係者との意見交換を行い、「顔の見える関係」を構築する。	全国10ブロックの各担当（1名）が月1回程度は「現場」に出向き、意見交換を行う。	

16 「東日本大震災」における自治体へのバックアップの情報共有の状況

施策の進捗状況（実績）				目標（値）
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者行政ブロック会議を全国6ブロックで開催。</li> <li>「地方消費者行政活性化基金」の上積みについて全国説明会を実施したほか、5県で地方説明会を実施。</li> <li>放射性物質検査機器の貸与開始にあたり、自治体の希望に応じ、4県で説明会を実施したほか、機器の操作に関する研修会を12回開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者行政ブロック会議を全国6ブロックで開催。</li> <li>「地方消費者行政活性化基金」の上積みについて全国説明会を実施したほか、被災県において、専門家派遣事業の実施主体の円滑な移行のための説明会を実施。</li> <li>放射性物質検査機器の貸与開始にあたり、機器の操作に関する研修会を13回開催した。</li> </ul>	消費者行政ブロック会議や各種説明会を通じて、震災への対応状況等について説明し、情報共有を図る。
年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度	
—	—	消費者行政ブロック会議等を通じた消費者団体等への協力依頼・情報共有等を実施する。	消費者行政ブロック会議や各種説明会を通じて、震災への対応状況等について説明し、情報共有を図る。	

消費者基本計画  
施策番号129番

消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。

17 消費者団体を実施するシンポジウム等への出席（回数）

実績値				目標（値）
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
—	33回	49回	40回	積極的に出席し、意見交換等を行う。
年度ごとの目標				/
21年度*	22年度	23年度	24年度	
—	消費者団体との継続的な意見交換の実施、消費者団体を実施するシンポジウム等への出席を通じて消費者団体の要望・意見を聴取する。	積極的に出席し、意見交換等を行う。	積極的に出席し、意見交換等を行う。	

18 地方消費者グループ・フォーラムの開催（回数）

実績値				目標（値）
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
—	8回	8回	8回	引き続き開催する。開催にあたっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。
年度ごとの目標				/
21年度*	22年度	23年度	24年度	
—	消費者団体への情報提供や、効率的な情報交換の在り方の検討を行い、可能なものから逐次実施する。	引き続き開催する。開催にあたっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。	引き続き開催する。開催にあたっては、必要に応じて改善等を行いながら、より良い形で開催する。	

19 「東日本大震災」における自治体へのバックアップの情報共有の状況

施策の進捗状況（実績）				目標（値）
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
—	—	・地方消費者グループ・フォーラムのほか、消費者団体等との意見交換会を6回開催。 ・「食べて応援しよう！」消費者フォーラムを川崎市で開催。	地方消費者グループ・フォーラムの場で、震災への対応状況について情報提供を実施。	地方消費者グループ・フォーラム等を通じて、震災への対応状況等について説明し、情報共有を図る。
年度ごとの目標				/
21年度*	22年度	23年度	24年度	
—	—	・地方消費者グループフォーラム等を通じた消費者団体等への協力依頼・情報共有等を実施する。 ・意見交換・情報共有の場として、「食べて応援しよう！」消費者フォーラムを開催する。	地方消費者グループ・フォーラム等を通じて、震災への対応状況等について説明し、情報共有を図る。	

20 他の行政機関との連携

消費者基本計画  
施策番号136番

労働相談など他の相談機関においても、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進めます。

施策の進捗状況（実績）					目標（値）
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
—	消費者庁から厚生労働省に対し、同省における、労働者等からの相談を受けられる窓口（都道府県労働局）において、管轄地域における消費生活センター等の連絡先や相談体制の周知及び身近な消費生活相談窓口や国民生活センターを案内している「消費者ホットライン」の周知を文書で依頼。	「消費者ホットライン」の周知用チラシを、都道府県労働局、経済産業局や日本司法支援センターの支部等、関係省庁の最先機関を含む各種相談窓口1,621箇所に合計128,790部を配布し、周知を依頼。	「地方消費者行政の充実・強化のための指針」事例集において、関係部局・機関と連携して相談対応を行っている地方自治体の取組事例を紹介し、他の自治体にも普及するよう取り組んだ。	引き続き、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進める。	
年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度		
—	関係機関に対し、労働相談窓口などへの消費生活相談窓口の周知を依頼。	引き続き、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進める。	引き続き、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進める。		

\*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

施策に関する 評価結果	目標の達成状況の 分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政について、詳細な事例集とこれを基にした「地方自治体への期待」、「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を取りまとめ（24年7月）、これに基づく施策を推進した。</li> <li>・各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、平成24年度補正予算において60.2億円の上積みと25年度末までの延長を行った。さらに、平成25年度予算において「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」の実施のため5億円の上積みを行うとともに、被災4県に対しては平成24年度に引き続き、平成25年度予算において約7.29億円の上積みを行った。</li> <li>・「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則」を制定（25年2月）し、地方への継続的な支援が必要であるとの国の認識を示すとともに、地方自治体の自主財源化への取組を促した。</li> <li>・消費者庁幹部や経済産業局などの国の機関と都道府県・政令指定都市の担当部局長との意見交換や情報交換の場として、「地方消費者行政ブロック会議」を全国6ブロックで開催し、法執行の強化の支援や連携などに努めるとともに、地域で消費者問題に携わる者の「交流の場」として、平成24年度も全国8ブロックで「地方消費者グループ・フォーラム」を開催した。また、自治体と意見交換を行うのみならず、消費者団体等が実施するシンポジウム等にも出席し、消費者団体等とも積極的に交流を図った。</li> <li>・東日本大震災への対応として、平成23年度に引き続き、地元のニーズを踏まえつつ被災地における各相談窓口に分分野の専門家を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行うほか、消費者の安全・安心をよりいっそう確保するため、国民生活センターと共同で地方自治体に検査機器を貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制を整備する等、被害を受けた自治体のバックアップに取り組んだ。</li> <li>・P I O N E T刷新の検討について中間報告を取りまとめ（24年7月）、同報告を基に、業務・システムの現状分析など、刷新に向けた作業を実施した。</li> </ul> <p>以上のとおり、年度当初に掲げた目標は概ね達成した。</p>
	目標期間終了時点の 総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方消費者行政に関する財政措置の在り方については、「一般準則」により長期的な体制整備のロードマップを示したところではあるが、具体的な財政措置の在り方について検討を進めて行くことが必要であることから、引き続き地方自治体と密接に連携を図り、地方の要望を踏まえながら検討を進める。また、地方自治体が円滑かつ計画的に自主財源に移行できるよう促す取組を続ける。</li> <li>・「地方消費者行政ブロック会議」、「地方消費者グループ・フォーラム」の開催に当たっては、参加者からの意見を踏まえながらより効率的な運営を実施する。</li> <li>・消費者ホットラインの運営に当たっては、利用件数なども踏まえながら、より効率的な執行管理を行う。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験を有する者からの個別の意見聴取（平成25年8月） 特になし
-----------------	---------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	地方協力課	作成責任者名	総括担当 角 陽子 及川 真	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------	--------	-------------------	----------	---------

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (9))

施策名	消費者の安全確保のための施策の推進						
施策の概要	<p>消費者安全法の「重大事故等」、消費生活用製品安全法の「重大製品事故」については、毎週定期的に件数、事故概要等を公表している。</p> <p>事故情報データバンクは、生命・身体に係る消費生活上の事故情報を関係機関等から一元的に集約して提供するシステムであり、事故の再発・拡大の防止に資する環境整備の一環として整備し、平成22年4月から国民の方にはインターネットから同データバンクの事故情報を自由に閲覧・検索することができるようにしている。</p> <p>食品と放射性物質に関しては、消費者の目線に立ち、関係省庁、地方自治体、消費者団体等と連携しつつ、消費者へのわかりやすい情報提供、消費者とのリスクコミュニケーションの強化に努めている。また、リスクコミュニケーションについては、これまで消費者の日常生活における身近な問題をテーマとして行ってきており、引き続き推進していくこととしている。</p> <p>「医療機関ネットワーク」は、消費者の生命または身体に生ずる被害に関する事故等の概要等の詳細情報を医療機関から収集し、同種事故等の再発防止に活かしていくことを目的としており、平成22年12月に事業を開始している。</p> <p>平成24年8月に消費者安全法の一部を改正する法律が成立し、同年10月に消費者安全調査委員会が設置された。消費者安全調査委員会は、生命・身体被害に関する消費者事故等の中から、事故等の発生・拡大の防止及び被害の軽減を図るために原因を究明する必要がある事故を選定し、調査を行っている。</p>						
達成すべき目標	<p>生命・身体被害に係る消費者事故等に関する情報を迅速、的確かつ効果的に発信することにより、消費者事故等による被害の発生又は拡大を防止する。</p> <p>食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを一層促進することにより、消費者が正確に理解をし、自ら判断して消費活動を行うことができるような取組みを推進する。</p> <p>消費者安全調査委員会は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行う。</p>						
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	184,322	59,311	195,860	103,010	
		補正予算 (b)	0	0	-4,508		
		繰越し等 (c)	0	0	0		
		合計 (a+b+c)	184,322	59,311	191,352		
執行額 (千円)		31,100	146,800	122,500			
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	名称		年月日	関係部分 (抜粋)			
	消費者基本計画 (閣議決定)		平成22年3月30日	施策番号 2, 3, 4, 5・6, 7, 12, 13-2, 13-2-2, 13-4, 20, 21, 38, 168			

消費者基本計画 該当施策等	測定指標 (個々の事業の実績)					
	消費者基本計画 施策番号2番  関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データバンクを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、国民生活センターと連携して広く国民からの利用が可能な運用を行います。	1 事故情報データバンクのアクセス件数				
		実績値				目標 (値)
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
		0件	168,614件	109,205件	143,588件	掲載する情報や機能の充実を継続的に図る。
年度ごとの目標						
21年度*	22年度	23年度	24年度			
掲載する情報や機能の充実を継続的に図る。	掲載する情報や機能の充実を継続的に図る。	掲載する情報や機能の充実を継続的に図る。	掲載する情報や機能の充実を継続的に図る。	掲載する情報や機能の充実を継続的に図る。		

	2 緊急時に適切に対処				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
<p>消費者基本計画 施策番号3番</p> <p>消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対応の在り方等に関する要綱に基づき対処します。</p>	-	<p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に際しては、原子力災害特別措置法に基づき、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部の下で、関係省庁一丸となつて対応した。消費者庁も政府の一員として、消費者への分かりやすい情報発信等に努めた。</p>	-	<p>今般の食品安全をめぐる状況の変化に加え、消費者庁の発足に伴い（食品安全分野以外も含む）緊急時に消費者庁が司令塔機能を担うこと等を踏まえ、食品安全基本法第21条1項や緊急時対応マニュアル等の改正を行った。また、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上を図るため、食品安全委員会主催による緊急時対応訓練を厚生労働省、農林水産省及び環境省とともに実施した。</p>	<p>・消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱等に基づき適切に対処する。 ・関係府省と相互に十分な連絡及び連携を図りながら緊急時対応訓練を実施する。</p>
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
緊急時には適切な対応を行う。	緊急時には適切な対応を行う。	消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱等に基づき適切に対処する。	消費者安全の確保に関する関係府省庁緊急時対応基本要綱等に基づき適切に対処する。		
3 事故情報の報告・公表制度の拡充への取組					
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	<p>消費者基本計画 施策番号4番</p> <p>消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。消費者庁は、生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応の在り方について検討を行い、被害の重篤度や拡大可能性等の観点から優先度をつけた対応を行います。</p>	<p>事故情報データバンクへの連携機関の拡大など適時に改善を実施。</p>	<p>・23年11月に「入手情報点検チーム」を設置し、当該チームに情報を集約し、情報の見落とし、未対応、対応遅れを防止する体制を整備。寄せられた情報については、法令以外のものを含めて確認しており、これを通じて事故情報の収集状況を日々検証。 ・「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」（23年7月22日、消費者委員会）に基づき、重大事故等の範囲の拡大を踏まえ、事故情報の収集・分析・活用について検討を行い、報告（24年2月23日）を行った。</p>	<p>・「入手情報点検チーム」での点検体制については、24年10月の消費者安全調査委員会の発足及び入手情報の増加に伴い、消費者庁、消費者安全調査委員会、国民生活センターとの連携や、点検業務の効率化等を行うことと、情報の見落とし、未対応及び対応の遅れを防ぎ、速やかに消費者への情報提供、被害の拡大防止ができるよう、24年11月に体制の見直しを行った。 ・事案に関しては、消費者庁、消費者安全調査委員会、国民生活センターの複数の機関による対応のための優先度をつけた。</p>	<p>・消費者安全法等に基づく事故情報、その他消費者庁へ寄せられる事故情報の適切な収集及び消費者庁としての対応を適切に行うと共に、常に検証を行い必要に応じて見直しを行う。 ・生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応について、被害の重篤度、拡大可能性等を踏まえて優先度をつけた対応を行う。</p>
年度ごとの目標					
21年度*		22年度	23年度	24年度	25年度
-	<p>事故情報収集状況の検証・海外制度調査等の実施。また、情報収集・公表の改善を継続的に実施。</p>	<p>消費者安全法等に基づく事故情報の収集及び当該事故情報の公表の仕組みについて見直しを行う。</p>	<p>・消費者安全法等に基づく事故情報の収集及び当該事故情報の公表の仕組みについて見直しを行う。 ・生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応について優先度をつけた対応を行う。</p>		

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (9) )

<p>消費者基本計画 施策番号5・6</p> <p>消費者安全法に基づく消費者事故等の通知やP I O - N E T等で収集される情報に関する分析手法を向上させつつ、適切な分析を行うことによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、国民生活センターと連携して、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。</p>	<b>4 適切な分析及び情報提供の実施並びに注意喚起や商品テスト情報のタイムリーな提供</b>				
	施策の進捗状況（実績）				目標
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	-	-	入手情報点検チームでの点検業務により、消費者被害の発生状況について日々把握して、消費者に向けたタイムリーな注意喚起を行うとともに、国民生活センターとの連携による商品テスト情報の提供を実施した。	消費者庁に寄せられる事故情報について適切な分析を継続的に実施する。それらの事故情報から被害の発生の動向を的確に把握し、消費者への注意喚起や商品テスト等の情報提供をタイムリーに行う。
	年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度		
-	-	-	・適切な分析及び情報提供について、継続的に実施する。 ・引き続き、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行う。		
<p>消費者基本計画 施策番号7番</p> <p>リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。 また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。</p>	<b>5 リコール情報の周知に関する調査・分析</b>				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	国内外におけるリコール情報等の収集・公表等に関する状況及びリコールに基づく回収率向上等の手法について、調査・分析。	消費者に分かりやすく効果的にリコール情報を周知する「リコール情報一元化システム」を構築した（24年4月から運用開始）。	24年4月より運用開始し、1,731件のリコール情報を登録。リコール情報のメール配信サービスを開始。会員登録者数5,852件（25年3月末時点）	消費者の特性を考慮して、リコール情報の周知度を把握するとともに、分かりやすい情報発信につなげる。
	年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度		
-	リコール情報の周知方策等の検討。	リコール情報一元化サイト（23年度中構築予定）を管理・運営し、リコール情報の周知の適切に行う。	サイトの利用状況を把握し、機能改善等を検討する。		

	6 医療機関ネットワーク事業における事故情報収集、注意喚起等の実施				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
<p>消費者基本計画 施策番号12番</p> <p>消費者安全法に基づき、関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、消費者安全情報総括官制度や事故情報分析タスクフォースなどを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。</p> <p>さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。</p>	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費者安全情報総括官制度については、24年9月28日の関係閣僚及び関係府省局長申合せにより、緊急事態等が発生した場合における国の対応の在り方を定め、即応体制の強化を政府一体となって推進を図った。</li> <li>医療機関ネットワークによる事故情報の追跡調査を廃止した中で、当該事故情報を基に重大事故等の情報について注意喚起を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等の情報については、関係行政機関、関係機関と連携を図りながら、迅速・的確に集約及び分析・共有を進める。</li> <li>引き続き、医療機関ネットワークからの事故情報の収集に努め、重大事故等については速やかな注意喚起を行う。</li> </ul>
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>重大事故等の情報については、消費者安全情報総括官制度などを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に役割分担を図りつつ、分析・原因究明を進める。</li> <li>医療機関ネットワークによる事故情報の追跡調査については、国民生活センターの事業と併せて事業の在り方を検討することとし、現在の事業としては廃止することとする。</li> </ul>	

測定指標

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (9) )

	7 消費者安全調査委員会の設置を規定する消費者安全法の改正及び成立後の体制整備					
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）	
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
<p>消費者基本計画 施策番号13-2番</p> <p>消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。</p>	-	-	-	<p>24年8月に消費者安全法の一部を改正する法律が成立し、同年10月に消費者安全調査委員会が設置された。このことにより、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制は整備された。</p>	<p>(施策番号13-2-3) 消費者安全調査委員会は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行う。</p>	
	年度ごとの目標					
	21年度*	22年度	23年度	24年度		<p>消費者事故等の調査機関の設置に係る消費者安全法の一部を改正する法律案が成立し、施行された際には、消費者安全調査委員会が消費者事故等の原因究明、対策の提言などを着実に実施し、消費者の生命・身体を脅かす事故の発生及び拡大の防止に努める。</p>
<p>消費者基本計画 施策番号13-2-2番</p> <p>「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。</p>	-	-	-	<p>24年8月に消費者安全法の一部を改正する法律が成立し、同年10月に消費者安全調査委員会が設置された。このことにより、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等を行う体制は整備された。</p>	<p>(施策番号13-2-3) 消費者安全調査委員会は、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行う。</p>	
	年度ごとの目標					
	21年度*	22年度	23年度	24年度		<p>消費者事故等の調査機関の設置に係る消費者安全法の一部を改正する法律案が成立し、施行された際には、消費者安全調査委員会が消費者事故等の原因究明、対策の提言などを着実に実施し、消費者の生命・身体を脅かす事故の発生及び拡大の防止に努める。</p>

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (9) )

	9 安全性確保に向け、今後、適切に対応					
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）	
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
消費者基本計画 施策番号13-4番  食品等による窒息事故の再発防止に向けて、食品の物性・形状面での安全性の確保のために必要な措置を講じます。	—	—	—	食品等による窒息事故について、消費者に注意喚起を行い、再発防止に努めた。 ・「子どもの窒息事故にご注意ください」（24年8月24日） ・「年末年始、高齢者のもち等による窒息事故にご注意！」（24年12月25日）	食品等による窒息事故の再発防止に向けてのために必要な措置を講じる。	
	年度ごとの目標					
	21年度*	22年度	23年度	24年度		
	—	—	—	食品の物性・形状面等での安全性確保のために必要な措置を講じる。		
	10 現行規定決定以後の取組みの反映、消費者庁設置以降の食品安全推進体制の見直し、緊急時対応の体制整備等を内容とする基本的事項の改訂を着実に実施					
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）	
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
消費者基本計画 施策番号20番  食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定し、それに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。	—	関係府省庁が連携、協力して「基本的事項」改定のための議論をする場を作った。	基本的事項改定案策定に当たり、必用となる調整を関係府省庁との間で行った。	関係府省との調整を図り、消費者庁に期待される役割の増大に応える内容で「基本的事項」を変更した。また、これに基づき、各種規程等に関しても所要の改正を行った。	食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」に基づき、引き続き、体制整備を図りつつ、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じる。	
	年度ごとの目標					
	21年度*	22年度	23年度	24年度		
	—	所要の体制の整備、「基本的事項」の改定の検討。	・24年度に「基本的事項」閣議決定について閣議決定すべく、関係府省庁との調整を含めた必要な準備を行う。 ・食品安全基本法に基づき、食品安全委員会及び消費者委員会双方に基本的事項の改定案骨子について意見を求める。	食品安全委員会及び消費者委員会の意見を踏まえ、基本的事項の変更案を作成し、閣議決定・公表を24年度内に行う。これに基づき、食品の安全性の確保のために必要な措置を講ずる。		

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (9) )

<p>消費者基本計画 施策番号21番</p> <p>関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。 消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。</p>	11 「食品と放射能」の問題について、消費者への分かりやすい情報提供を実施				目標（値）
	実績値				25年度
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	リスクコミュニケーション等の開催回数				
	—	—	45回	175回	わかりやすい情報提供と消費者との対話を目指し、これまでのシンポジウム形式等の開催に加え、地域で活動する専門家（コミュニケーター）の養成を通し、子育て世代を対象としたミニ集会等の開催促進、リスクコミュニケーションの重点的展開を図る。
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	—	—	・消費者庁が主催するシンポジウム形式、 ・地方自治体、消費者団体等と消費者庁の共催、 ・地方自治体・消費者団体等が開催する講演会等への講師紹介・派遣等の各リスクコミュニケーション等に取り組む。	食品と放射性物質に関し、消費者の目線に立ち、関係省庁、地方自治体、消費者団体等と連携しつつ、消費者とのリスクコミュニケーションの強化に努める。	
	12 判例、製造物責任法に基づき提訴された訴訟等の情報の収集・公表件数				目標（値）
	施策の進捗状況（実績）				25年度
21年度*	22年度	23年度	24年度		
—	4件	10件	9件		
13 裁判外紛争解決事例の収集・公表件数					
施策の進捗状況（実績）					
21年度*	22年度	23年度	24年度		
—	3件	8件	9件	消費者庁と国民生活センター、各PLセンターが連携し、判例及び裁判外紛争解決事例を収集し、公表を行う。	
年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度		
—	判例等の整理・公表。	消費者庁と国民生活センター、各PLセンターが連携し、判例及び裁判外紛争解決事例を収集し、公表していく。	消費者庁と国民生活センター、各PLセンターが連携し、判例及び裁判外紛争解決事例を収集し、公表を行う。		
消費者基本計画 施策番号38番					
製造物責任法に関連する裁判例及び裁判外紛争解決事例について、消費者庁は、関係省庁及び国民生活センターなど関係機関との協力体制を整備して収集を行い、これを整理して取りまとめ、消費者庁ウェブサイト等で公表します。					

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (9) )

消費者基本計画 施策番号168番	14 OECD会合及び関連作業グループ会合等への積極的参画				
	実績値				目標(値)
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	-	-	4回	引き続き、OECD会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。特に、OECD消費者政策委員会の製品安全作業部会に出席し、情報収集等を行う。
	年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度		
OECD消費者政策委員会(CCP)において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、現在進められている製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画します。	-	-	-	引き続き、OECD会合及び関連作業グループ介護等における幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。特に、OECDの消費者政策委員会の製品安全作業部会に出席し、情報収集等を行う。	

施策に関する 評価結果	目標の達成状況の分析	<p>今年度、事故情報データベースへのアクセス件数は堅調に推移した。収集する事故情報の範囲等の拡大については、平成24年10月に消費者安全調査委員会が設置されたことに伴い、これまでの「入手情報点検チーム」における対応体制の見直しを図り、事故情報等の効率的な確認や注意喚起等を行う事案の効率的な抽出に努めることができた。</p> <p>リコール情報サイトについては、平成24年4月より運用を開始し、会員登録された方へのメール配信サービスを開始することができた。</p> <p>食品と放射能の問題については、計175回のリスクコミュニケーション等を実施し、情報共有・正確な理解の促進を図り、消費者が自ら判断して消費行動を行うことができるような取組を推進することができた。</p>
	目標期間終了時点の 総括	<p>前年度同様、生命・身体被害に係る消費者事故等に関する情報を迅速・的確かつ効果的に発信し、被害の発生又は拡大を防止する取組を確実に実施していく。</p> <p>食品と放射能に関するリスクコミュニケーションについては、地方自治体、消費者団体と連携した意見交換会の全国的展開に加え、子育て世代向けのミニ集会の開催の促進や、意見交換会の中心となる専門家(コミュニケーター)養成のための研修を実施し、地域におけるリスクコミュニケーションの強化等を図っていく。</p> <p>消費者安全調査委員会は、引き続き、生命身体被害が発生した場合において、被害の発生・拡大の防止を図るために原因を究明することが必要であると認めるときには、事故等原因調査等を行い、必要に応じて、その発生・拡大の防止のため必要な施策・措置について勧告・意見具申を行っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験を有する者からの個別の意見聴取(平成25年8月) 特になし
-----------------	---------------------------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	消費者安全課	作成責任者名	総括担当 鈴木 秀男	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	--------	--------	------------	----------	---------

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (10) )

施策名	消費者取引対策の推進					
施策の概要	<p>○特定商取引法等の厳正な執行                  消費者トラブルの実態を踏まえ、経済産業局との密な連携の下、悪質事業者に対する行政処分（業務停止命令・指示）などを厳正に行う。                  また、通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダ（以下「ISP」という。）や金融庁などに対し違法な電子メール広告などの情報を提供することによりウェブサイトの削除や口座の停止などを促す。また、警察との連携強化など、環境整備に必要な取組を行う。                  このほか、特定電子メール法に基づく表示等に関する規制・制度を運用する。</p>					
達成すべき目標	<p>訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行うこと等により、消費者保護を十分に確保する。                  また、特定電子メール法を厳正に運用すること等により、一般消費者の利益を確保する。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度*	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
	予算の状況（千円）	当初予算 (a)	358,381	352,633	277,721	238,630
	補正予算 (b)	-14,266	0	-5,786		
	繰越し等 (c)	0	0	0		
	合計 (a+b+c)	344,115	352,633	271,935		
執行額（千円）	264,117	235,111	240,347			
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	名称	年月日	関係部分（抜粋）			
	消費者基本計画（閣議決定）	平成22年3月30日	施策番号 41, 41-2, 41-3, 44-2, 53, 154			

消費者基本計画 当該施策等	測定指標（個々の事業の実績）				
	<b>1 特定商取引法の厳正な執行</b>				
	実績値				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	処分件数				
	48件	53件	43件	40件	引き続き、訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行い、消費者保護を十分に確保する。
消費者基本計画 施策番号41番  高齢者などを狙った悪質商法対策の充実・強化を図るため、特定商取引法の趣旨及び消費者被害の実態を踏まえ、同法の厳正な執行を行います。	年度ごとの目標				引き続き、訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行い、消費者保護を十分に確保する。
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	-	-	-		

測定指標	消費者基本計画 施策番号41-2番  通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促します。	<b>2 電子商取引モニタリング事業等</b>					
		実績値				目標（値）	
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
		迷惑メール調査件数					
		193,565件	240,217件	259,596件	406,774件	引き続き、通信販売業者に対して不適切な広告の改善を促すとともに、ISPや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や金融機関における口座の停止等を促すことにより、消費者保護を十分に確保する。	
		インターネット通信販売調査件数					
		13,565件	10,402件	10,369件	10,298件		
		ISP通報件数					
		20,848件	37,686件	61,548件	102,723件		
		金融庁への情報提供件数					
		35件	21件	22件	4件		
		年度ごとの目標					
		21年度*	22年度	23年度	24年度	引き続き、通信販売業者に対して不適切な広告の改善を促すとともに、ISPや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や金融機関における口座の停止等を促すことにより、消費者保護を十分に確保する。	
		-	-	-	-		
		<b>3 特定商取引法の厳正な執行</b>					
		実績値				目標（値）	
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
		処分件数					
		48件	53件	43件	40件	引き続き、訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行い、消費者保護を十分に確保する。	
		年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度	引き続き、訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行い、消費者保護を十分に確保する。			
-	-	-	-				

消費者基本計画 施策番号41-3番  特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応します。	<b>4 政省令、通達などの見直し</b>												
	施策の進捗状況（実績） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">21年度*</td> <td style="width:25%;">22年度</td> <td style="width:25%;">23年度</td> <td style="width:25%;">24年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">-</td> <td style="text-align:center;">-</td> <td style="text-align:center;">-</td> <td>                     特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令などで対応可能なものについて検討し、所要の改正のための作業を行った。                 </td> </tr> </table>				21年度*	22年度	23年度	24年度	-	-	-	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令などで対応可能なものについて検討し、所要の改正のための作業を行った。	目標（値） 25年度  24年度に行った改正のための作業を引き続き進める。
	21年度*	22年度	23年度	24年度									
	-	-	-	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令などで対応可能なものについて検討し、所要の改正のための作業を行った。									
	年度ごとの目標 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">21年度*</td> <td style="width:25%;">22年度</td> <td style="width:25%;">23年度</td> <td style="width:25%;">24年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">-</td> <td style="text-align:center;">-</td> <td style="text-align:center;">-</td> <td>                     特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応する。                 </td> </tr> </table>				21年度*	22年度	23年度	24年度	-	-	-	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応する。	
21年度*	22年度	23年度	24年度										
-	-	-	特定商品等の預託等取引契約に関する法律及びその関連法令について、制度面・運用面の問題点の整理を行い、政省令・通達などで対応可能なものは速やかに対応する。										
消費者基本計画 施策番号44-2番  ①貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取から消費者を保護するため、被害実態を早急に把握の上、消費者への注意喚起等現行制度上可能な措置を講じます。 ②その一方で、貴金属等の買取業者による強引な自宅への訪問買取から消費者を保護するための法的措置について被害実態の正確な把握に努めつつ検討し、結論を得ます。	<b>5 改正特定商取引法の施行</b>												
	施策の進捗状況（実績） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%;">24年度</td> </tr> <tr> <td>                     訪問購入業者に対する規制を設けた改正特定商取引法が24年8月に公布、25年2月に施行された。                 </td> </tr> </table>				24年度	訪問購入業者に対する規制を設けた改正特定商取引法が24年8月に公布、25年2月に施行された。	目標（値） - (24年度に実施済み)						
	24年度												
	訪問購入業者に対する規制を設けた改正特定商取引法が24年8月に公布、25年2月に施行された。												
	年度ごとの目標 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%;">24年度</td> </tr> <tr> <td>                     買取業者による強引な自宅への訪問買取から消費者を保護するための特定商取引に関する法律の一部を改正する法律を、公布後6ヶ月以内に施行する。                 </td> </tr> </table>				24年度	買取業者による強引な自宅への訪問買取から消費者を保護するための特定商取引に関する法律の一部を改正する法律を、公布後6ヶ月以内に施行する。							
	24年度												
	買取業者による強引な自宅への訪問買取から消費者を保護するための特定商取引に関する法律の一部を改正する法律を、公布後6ヶ月以内に施行する。												
	(参考) 「貴金属等の訪問買取に関する研究会」における検討												
	施策の進捗状況（実績） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%;">21年度*</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">-</td> </tr> <tr> <td style="width:100%;">22年度</td> </tr> <tr> <td style="text-align:center;">-</td> </tr> <tr> <td style="width:100%;">23年度</td> </tr> <tr> <td>                     ・学者、弁護士、消費者団体、関係省庁で構成される「貴金属等の訪問買取に関する研究会」を23年7月から計6回開催し、貴金属等の訪問買取に関するトラブルの実態を把握・分析するとともに、当該トラブル解決のための規制のあり方について検討を行った。                      ・上記研究会での検討結果として、特定商取引法の改正によって、勧誘方法の適正化等についての法的措置を講じることとする内容の「貴金属の訪問買取に関する研究会中間取りまとめ」を23年12月9日に公表。                      ・上記中間取りまとめを踏まえ、24年3月2日、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した。                 </td> </tr> </table>				21年度*	-	22年度	-	23年度	・学者、弁護士、消費者団体、関係省庁で構成される「貴金属等の訪問買取に関する研究会」を23年7月から計6回開催し、貴金属等の訪問買取に関するトラブルの実態を把握・分析するとともに、当該トラブル解決のための規制のあり方について検討を行った。 ・上記研究会での検討結果として、特定商取引法の改正によって、勧誘方法の適正化等についての法的措置を講じることとする内容の「貴金属の訪問買取に関する研究会中間取りまとめ」を23年12月9日に公表。 ・上記中間取りまとめを踏まえ、24年3月2日、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した。	目標（値） - (23年度に実施済み)		
	21年度*												
-													
22年度													
-													
23年度													
・学者、弁護士、消費者団体、関係省庁で構成される「貴金属等の訪問買取に関する研究会」を23年7月から計6回開催し、貴金属等の訪問買取に関するトラブルの実態を把握・分析するとともに、当該トラブル解決のための規制のあり方について検討を行った。 ・上記研究会での検討結果として、特定商取引法の改正によって、勧誘方法の適正化等についての法的措置を講じることとする内容の「貴金属の訪問買取に関する研究会中間取りまとめ」を23年12月9日に公表。 ・上記中間取りまとめを踏まえ、24年3月2日、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案」を国会に提出した。													
目標（23年度）													
23年度中に検討し結論を得る。													

消費者基本計画 施策番号53番  家賃債務保証をめぐる消費者相談等の状況にかんがみ、家賃債務保証会社に対し、業務の適正な実施に当たって遵守することが望ましい事項、不当な取立て行為を行わないこと等を周知する等、賃借人の居住の安定を図るための取組を検討します。	<b>6 賃借人の居住の安定を図るための取組の検討</b>				目標 (値)  - (賃借人居住安定化法案が廃案になったため。なお、国土交通省がガイドラインの整備等により対応している。)
	施策の進捗状況 (実績)				
	-	-	(本法案は、23年12月9日に閉会した第179回国会において廃案となった。)	(賃借人居住安定化法案が廃案になったため、未実施。なお、国土交通省がガイドラインの整備等により対応している。)	
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
-	-	法案の成立・施行後、家賃債務保証業団体への要請や、消費生活センター等の相談対応の強化のための態勢整備を図る。	家賃債務保証をめぐる消費者相談等の状況にかんがみ、家賃債務保証会社に対し、業務の適正な実施に当たって遵守することが望ましい事項、不当な取立て行為を行わないこと等を周知する等、賃借人の居住の安定を図るための取組を検討する。		
消費者基本計画 施策番号154番  ①「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」について、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。 ②「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用します。	<b>7 特定電子メール法行政処分</b>				目標 (値)  引き続き、特定電子メール法を厳正に運用すること等により、一般消費者の利益を確保する。
	実績値				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	処分件数				
	6件	7件	10件	8件	
年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度		
-	-	-	引き続き、特定電子メール法を厳正に運用すること等により、一般消費者の利益を確保する。		
<b>(参考) 特定電子メール法の施行状況の検討</b>					
特定電子メール法の施行状況の検討	施策の進捗状況 (実績)			目標 (値)  - (23年度に実施済み)	
	21年度*	22年度	23年度		
	-	「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」において、今後の迷惑メール対策として必要な措置について検討を実施 (23年3月中に提言(案)を取りまとめる予定だったが、東日本大震災のため、WGの開催を延期)。	23年8月に、迷惑メールへの対応の在り方に関する提言を踏まえ、簡便なオプトアウト方法の例を追加するなど「特定電子メールの送信等に関するガイドライン」の改正を実施。		
年度ごとの目標 (値)	-	総務省と連携し、特定電子メール法の施行状況について検討し、必要な措置を講ずる。	「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」(22年9月以降開催)における提言の検討の結果を踏まえ、23年度中に、所要の措置を講じる。		

\*消費者庁は平成21年9月に設置 (平成21年度は7ヶ月間)

# 平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (10) )

施策に関する 評価結果	目標の達成状況の 分析	<p>特定商取引法違反事案が巧妙化・複雑化している中で、経済産業局との密な連携の下で限られた人的リソースなどを効率的に活用し、平成24年度は、40件の行政処分を行い、悪質事業者による被害拡大の防止などが図られた。また、ISPや金融庁への通報も着実にしている。</p> <p>特定電子メール法に基づき、総務省との連携の下、平成24年度は8件の行政処分を行い、消費者保護の確保が図られた。</p>
	目標期間終了時点の 総括	<p>引き続き、特定商取引法及び特定電子メール法の厳正な執行等により、一般消費者の利益を確保する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○学識経験を有する者からの個別の意見聴取（平成25年8月） 特になし</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	取引対策課	作成責任者名	総括担当 島津 千明	政策評価実施時期	平成25年 8 月
-------	-------	--------	------------	----------	-----------

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (11) )

施策名	消費者表示対策の推進						
施策の概要	<p>一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するために、</p> <p>①不当表示や過大な景品類の提供を禁止・制限する不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）を運用し、違反行為に対して厳正に対処する。 また、事業者による同法の遵守を促すための施策等を実施する。</p> <p>②住宅性能の品質表示に関する共通ルールである、住宅品質確保法に基づく住宅性能表示基準の普及・啓発を図る。</p> <p>③家庭用品の品質表示の適正化を図ることを目的とする家庭用品品質表示法を運用し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。 また、同法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行う。</p>						
達成すべき目標	<p>①景品表示法違反行為を行う事業者に対し行政処分を行うなど法を適切に運用することや、同法を遵守するよう普及・啓発を行うこと、また、公正競争規約の活用が行われるよう運用団体を支援することなどにより、消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害する行為を排除し、消費者の利益を保護する。</p> <p>②住宅性能表示制度を普及・啓発することで、消費者における同制度の認知度を高めるとともに同制度の利用を促し、住宅の購入や立て替えを行う際の消費者の利益を保護する。</p> <p>③家庭用品の品質表示について、事業者に対し表示の改善を指示するなど法を適切に運用することや、規程等を社会のニーズに応じて改正することにより、消費者の身近にある家庭用品の品質表示を適正化し、家庭用品を購入・利用する消費者の利益を保護する。</p>						
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算 (a)	75,469	126,810	105,863	95,914	/
		補正予算 (b)	0	0	-2,010		
		繰越し等 (c)	0	0	0		
	合計 (a+b+c)	75,469	126,810	103,853	95,914		
執行額 (千円)	52,142	73,112	50,362				
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	名称	年月日	関係部分（抜粋）				
	消費者基本計画（閣議決定）	平成22年3月30日	施策番号 80, 81, 82, 103, 131				

消費者基本計画 該当施策等	測定指標（個々の事業の実績）				
	1 景品表示法執行状況				
	実績値				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	引き続き、景品表示法を厳正に運用する。
	処分件数				
	12件※	20件	28件	37件	
	年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度	/	
景品表示法を厳正に運用する。	景品表示法を厳正に運用する。	景品表示法を厳正に運用する。	景品表示法を厳正に運用する。		

測定指標	消費者基本計画 施策番号81番  住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図ります。	<b>2 ホームページの活用状況・住宅性能表示制度パンフレットの配布状況</b>				
		施策の進捗状況（実績）				目標（値）
		21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
		消費者庁ホームページへの住宅性能表示に関するパンフレット等を掲載。	消費者庁ホームページへの住宅性能表示に関するパンフレット等の掲載に加え、消費者団体及び消費生活センターにパンフレットを配布。	消費者庁ホームページへの住宅性能表示に関するパンフレット等の掲載に加え、消費者団体や消費生活センター等に配布する制度ガイドを準備（24年度配布予定）。	消費者庁ホームページへの住宅性能表示に関するパンフレット等の掲載に加え、消費者団体及び消費生活センターにパンフレットを配布。	引き続き、住宅性能表示制度の普及を推進する。
		年度ごとの目標				
		21年度*	22年度	23年度	24年度	
	住宅性能表示制度の普及を推進する。	住宅性能表示制度の普及を推進する。	住宅性能表示制度の普及を推進する。	住宅性能表示制度の普及を推進する。		
	<b>3 家庭用品品質表示法に基づく規程等の見直し状況</b>					
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）	
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
	・繊維製品品質表示規程（繊維全般）の改正。 ・雑貨工業品品質表示規程（魔法瓶、革手袋、革衣料、なべ、湯沸かし）の改正。 ・電気機械器具品質表示規程（テレビジョン受信機）の改正。	—	雑貨工業品品質表示規程（浄水器）の改正。	雑貨工業品品質表示規程における「洋傘」と、「いす、腰掛け及び座いす」のうち「乳幼児用のいす」について、表示の標準として製品の取扱い上の注意表示を新たに追加する改正作業を開始。	引き続き、家庭用品品質表示法の規制等の見直しを適宜行う。	
	年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度			
家庭用品品質表示法の規制等の見直しを適宜行う。	家庭用品品質表示法の規制等の見直しを適宜行う。	家庭用品品質表示法の規制等の見直しを適宜行う。	家庭用品品質表示法の規制等の見直しを適宜行う。			
消費者基本計画 施策番号103番  景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援します。	<b>4 景品表示法説明会への講師派遣状況（講師派遣件数）</b>					
	実績値				目標（値）	
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
	93回※	92回	99回	73回	引き続き、景品表示法の説明会への講師派遣するなど、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。	
	年度ごとの目標					
	21年度*	22年度	23年度	24年度		
景品表示法の説明会への講師派遣をするなど、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。	景品表示法の説明会への講師派遣をするなど、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。	景品表示法の説明会への講師派遣をするなど、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。	景品表示法の説明会への講師派遣をするなど、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。			

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (11) )

消費者基本計画 施策番号131番  不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約（景品表示法第11条に基づく協定又は規約）の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援します。	<b>5 公正取引協議会等の活動への講師派遣状況（講師派遣件数）</b>				目標（値） 25年度
	実績値				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	19回※	29回	18回	13回	引き続き、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう、関連団体等を支援する。
	年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度		
公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう、関連団体等を支援する。	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう、関連団体等を支援する。	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう、関連団体等を支援する。	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう、関連団体等を支援する。		

\*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）（ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。）

施策に関する 評価結果	目標の達成状況の 分析	①景品表示法の運用について、平成23年度は、前年度に比して行政処分（措置命令）件数が増加しているところ、平成24年度の件数はさらに増加しており、厳正な景品表示法の運用が行われた。また、前年度に引き続き、景品表示法説明会に講師派遣を行い、景品表示法の普及・啓発を実施するとともに、公正取引協議会への活動への講師派遣も行き、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進する取組が実施された。  ②住宅性能表示制度について、パンフレット等をHPに掲載するとともに、平成24年度は、全国約1千箇所の消費生活センター等にパンフレットを配布し、同制度の普及・啓発に向けた取組を実施した。  ③家庭用品品質表示法について、平成24年度は9件の指示を行うなど適切な運用がなされた。また、雑貨工業品品質表示規程の「洋傘」と、「いす、腰掛け及び座いす」のうち「乳幼児用のいす」について、表示の標準として製品の取扱い上の注意表示を新たに追加する改正を行うこととした。
	目標期間終了時点の 総括	①景品表示法の執行について、引き続き、厳正な運用を行っていくほか、違反事件を処理するための体制整備等を含めた取組を行っていく。また、引き続き、景品表示法の普及・啓発及び公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用の促進に係る取組を実施していく。  ②住宅性能表示について、引き続き、一般消費者に対する普及・推進のための取組を行っていく。  ③家庭用品品質表示法について、引き続き、法を適切に運用するとともに、規程等を社会のニーズに応じて改正する取組を行っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験を有する者からの個別の意見聴取（平成25年8月） （意見） 予算額に比して執行額が半分に満たないが、実施すべき政策が行われなかったのか、それとも未執行額が生じたが政策効果は所定の水準を満たしたのか、明確に記述されていない。後者であれば、コスト削減によっても政策効果が得られたのか、より効果的な手法を採用したことにより政策効果が得られたのか、「政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにする」（消費者庁政策評価基本計画（平成22年3月31日消費者庁長官決定））という評価観点から明確にすべき。 （回答） 本件施策については、消費者庁発足以降最多となる37件の措置命令を行うなど、景品表示法の厳正な運用等に努めており、消費者利益の保護のために一定水準の政策効果を挙げている。この点、平成24年度から新たな情報システムが稼働し、情報共有の効率化が図られたこと等から、高い政策効果が得られたものと考えている。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	表示対策課	作成責任者名	総括担当 後藤 大樹	政策評価実施時期	平成25年 8月
-------	-------	--------	------------	----------	----------

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (12) )

施策名	食品表示対策の推進						
施策の概要	食品表示の適正化を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）、食品衛生法、健康増進法等に基づく食品の表示基準を的確に企画及び運用するとともに、表示違反に対して関係省庁や地方公共団体と連携しつつ厳正に対処する。						
達成すべき目標	食品表示に関し、食品の安全に関する情報や消費者が自主的かつ合理的な選択の機会の確保に資する情報の提供を推進するとともに、表示違反に対して関係省庁や地方公共団体と連携しつつ厳正に対処することにより、消費者利益の擁護と増進を図る。						
施策の予算額・執行額等	区分	22年度*	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算 (a)	199,977	269,215	195,140	153,481	
		補正予算 (b)	-5,000	-6,036	-1,604		
		繰越し等 (c)	0	0	0		
		合計 (a+b+c)	194,977	263,179	193,536	153,481	
執行額 (千円)	117,835	227,991	151,449				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	名称	年月日	関係部分(抜粋)				
	消費者基本計画(閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号 69, 70, 71, 73, 75, 76, 77, 79				
	食料・農業・農村基本計画(閣議決定)	平成22年3月30日	米穀等以外の飲料品についてのトレーサビリティ制度の検討等に加え、消費者にとって分かりやすい食品表示の在り方について検討を進めるとともに、加工食品における原料原産地表示の義務づけを着実に拡大する。				

消費者基本計画 該当施策等	測定指標(個々の事業の実績)				
	1 食品表示一元化検討会の運営状況				
	施策の進捗状況(実績)				目標(値)
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>「食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチーム」の設置(22年4月)。</li> <li>健康食品の表示に関する検討、栄養表示の義務化に向けた検討、加工食品における原料原産地表示の義務付けの拡大等、早急な対応を要する課題の検討を進め、結論を得たものから順次措置を講じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示一元化検討会の開催(6回開催)。</li> <li>「食品表示一元化に向けた中間論点整理」の取りまとめ、意見募集及び意見交換の実施(24年3月)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品表示一元化検討会の開催(6回開催)。</li> <li>食品表示一元化検討会報告書の公表(24年8月)。</li> <li>「新食品表示制度についての意見募集・意見交換会」の実施(24年11月)。</li> <li>第183回通常国会への新法案提出に向け、策定作業を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第183回国会への食品表示法案の提出を目指す。</li> <li>食品表示法成立後、2年以内の施行に向け、同法に基づく食品表示基準の策定等施行のために必要な取組を進める。</li> </ul>
年度ごとの目標					
-	22年度	23年度	24年度		
-	<ul style="list-style-type: none"> <li>①統一した解釈・運用の推進</li> <li>②現行制度の課題把握</li> <li>③効果的な執行体制の在り方</li> <li>④一元的な法体系の在り方を議論する。</li> </ul>	事業者、消費者等と意見交換の場を設けるなどして、平成24年度中に食品表示に関する一元的な法案の提出を目指し、取組を進める。	新法案の次期通常国会への提出を目指す。		

<p>消費者基本計画 施策番号70番 食料・農業・農村基本計画</p> <p>加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを着実に拡大します。</p>	<b>2 加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大に係る検討状況</b>				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	原料原産地表示に関する意見交換会を実施。	原料原産地表示の義務対象品目を追加（「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」）（23年3月）。	食品表示一元化検討会において、加工食品の原料原産地表示の考え方についても議論を行い、中間的な論点整理を公表（24年3月）。	食品表示一元化検討会において、議論を進め、今後の課題として位置付けられた（24年8月）。	引き続き、現行制度の下で原料原産地表示の拡充を図りつつ、新たな検討会に向け、表示ルールの調査等を実施する。
	年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度		
情報の収集・分析を行う。	平成21年度の検討結果を踏まえ、原料原産地表示の対象品目の拡大を検討する。	食品表示一元化検討会の中で検討する。	食品表示一元化検討会において、原料原産地表示の拡大に向けた検討を行う。		
<p>消費者基本計画 施策番号71番</p> <p>「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成23年7月に施行される原料米の産地情報の伝達制度の定着を図ります。</p>	<b>3 米穀事業者、一般消費者に対する周知状況</b>				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	—	・米トレサ法に対応するための相談体制の確立。 ・7月の施行に伴う機構定員の要求。	・食品表示パンフレットに米トレサ制度を追加（23年12月）。 ・232カ所、約90,000部を配布。	米トレサ制度に関する記載がある食品表示パンフレットの配布（約13,000部）。	引き続き、普及・啓発に取り組み、制度の定着を図る。
	年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度		
—	消費者への普及。	継続的に実施する。	引き続き、普及・啓発に取り組み、制度の定着を図る。		
<p>消費者基本計画 施策番号73番</p> <p>トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。</p>	<b>4 栄養表示の義務化に向けた課題の検討状況</b>				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	・トランス脂肪酸に係る情報の収集・提供に関する関係省庁等担当課長会議を開催（3回開催）。 ・「トランス脂肪酸の表示に向けた今後の取組について」を公表（3月）。	・トランス脂肪酸のファクトシートの作成・公表。（22年9月） ・「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」の取りまとめ及び公表。（23年2月） ・栄養成分表示検討会の開催。（3回開催）	・栄養成分表示検討会を開催（4回開催）し、報告書を取りまとめ、公表した。（23年8月） ・食品表示一元化検討会において、栄養表示の義務付けについて、中間論点整理を公表した。（24年3月）	食品表示一元化検討会報告書において、栄養表示の義務化に向けた考え方を公表（24年8月）。	栄養表示の義務化に向け、より多くの事業者が取り組みやすい表示方法の導入、実態調査等を行う。
	年度ごとの目標				
21年度*	22年度	23年度	24年度		
—	トランス脂肪酸を含め栄養成分の表示の在り方を検討する。	栄養成分表示検討会報告書を取りまとめる。	食品表示一元化検討会において、栄養表示の義務化のための議論を行う。		

測定指標

<p>消費者基本計画 施策番号75番</p> <p>遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。</p>	<b>5 海外の制度を踏まえた表示の検討状況</b>				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	諸外国の制度や我が国の流通実態等の調査を実施。	・遺伝子組換えパイヤを表示義務の対象品目に追加。（23年9月公布、12月施行） ・食品添加物フルジオキソニルの表示基準を策定。（23年9月）	・遺伝子組換え食品の表示の在り方を検討するにあたり、諸外国の表示制度に関する調査を実施。 ・食品添加物リン酸一水素マグネシウム他1物質（24年11月）、トリメチルアミン他3物質（24年12月）、アゾキシストロビン（25年3月）の表示基準を策定。	遺伝子組換え食品や食品添加物の表示の在り方について検討を行うための調査等を行う。
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	-	諸外国の制度や我が国の流通実態等を調査する。	遺伝子組換え食品や食品添加物の表示の拡大等の検討をする。	遺伝子組換え食品や食品添加物の表示の在り方を検討する。	
	<b>6 「健康食品の表示に関する検討会」論点整理」への対応状況</b>				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
・エコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議を開催。（21年10月） ・「食品SOS対応プロジェクト-エコナを例にして-」の報告書の取りまとめ及び公表（21年10月） ・「健康食品の表示に関する検討会」の開催（7回）	・「健康食品の表示に関する検討会」の開催（4回開催）、論点整理の取りまとめ（22年7月）及び消費者委員会への報告。（22年8月）	・特定保健用食品の表示に関するQ&Aを公表。（23年6月） ・「食品の機能性評価モデル事業」を実施。	・「食品の機能性評価モデル事業」の結果を踏まえ、文献等を用いて食品成分の機能性評価を行う場合の主な課題を公表（24年4月）。 ・「特定保健用食品の審査基準の検討事業」を実施。 ・表示対策課（景品表示法担当）と食品表示課（健康増進法担当）にまたがる「食品表示担当班」を設置（25年2月）し、両法の執行面の連携を強化した。	「特定保健用食品の審査基準の検討事業」の結果を踏まえ、特定保健用食品の申請上の留意事項に関する通知の改正を行う。いわゆる健康食品の表示に関する景品表示法と健康増進法の観点からの「留意事項（法解釈の指針）」の取りまとめ。	
年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度		
-	・22年夏を目的に論点整理を消費者委員会に報告する。 ・消費者庁において早急に取り組むべき課題とされたものについて対応する。	特定保健用食品の広告を含む表示に係る考え方の明確化や健康食品の虚偽誇大広告等への厳正な対処等の措置を講じる。	特定保健用食品の審査基準に関する検討を進める。		
<b>7 厳正な執行</b>					
実績値				目標（値）	
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
監視実施回数／要請件数				引き続き、インターネットにおける健康食品等の監視等を適切に実施する。	
1回 要請547件	3回 要請430件	4回 要請424件	4回 要請559件		
年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度		
-	-	特定保健用食品の広告を含む表示に係る考え方の明確化や健康食品の虚偽誇大広告等への厳正な対処等の措置を講じる。	引き続き、インターネットにおける健康食品等の監視等の実施する。		

平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (12) )

<p>消費者基本計画 施策番号77番</p> <p>健康食品に関する消費者の理解の促進を図るため、健康食品に関して正しい情報を提供できる体制の整備を図ります。</p>	<b>8 消費者への保健機能食品制度等の周知等の実施状況</b>				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
	-	-	健康増進法に基づくパンフレットを作成（24年3月）。	消費者向けパンフレット「おしえてラベルくん」により、保健機能食品制度の普及・啓発を実施。	保健機能食品制度等の正確な情報を消費者に適切に提供する取組を引き続き実施する。
	年度ごとの目標				
	21年度*	22年度	23年度	24年度	
	-	-	保健機能食品制度等のパンフレットを作成する。	保健機能食品制度等の正確な情報を消費者に適切に提供する取組を実施する。	
	<b>9 厳正な執行</b>				
	施策の進捗状況（実績）				目標（値）
	21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度
第4回食品表示連絡会議を開催。（21年9月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5回食品表示連絡会議を開催。（22年5月）</li> <li>・JAS法に基づく指示・公表の運用改善。（22年12月）</li> <li>・22年度上半期JAS法に基づく行政指導実績を公表。（22年12月）</li> <li>・JAS法に基づく指示1件。（22年6月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第6回食品表示連絡会議を開催（23年6月）。</li> <li>・22年度下半期及び23年度上半期JAS法に基づく指導に関する実績の公表（24年1月）。</li> </ul>	23年度下半期及び24年度上半期JAS法に基づく指導に関する実績の公表（24年6月、11月）。	引き続き、効果的な執行を着実に実施する。	
年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度		
所管法令に基づく厳正な執行を行う。	所管法令に基づく厳正な執行を行う。	所管法令に基づく厳正な執行を行う。	引き続き、効果的な執行を着実に実施する。		
<b>10 疑義情報の処理（件数）</b>					
実績値				目標（値）	
21年度*	22年度	23年度	24年度	25年度	
88件	156件	98件	74件	迅速な疑義情報等の処理を行う。	
年度ごとの目標					
21年度*	22年度	23年度	24年度		
所管法令に基づく厳正な執行を行う。	所管法令に基づく厳正な執行を行う。	所管法令に基づく厳正な執行を行う。	迅速な疑義情報等の処理を行う。		

\*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

# 平成24年度政策評価書

(消費者庁24- (12) )

施策に関する 評価結果	目標の達成状況	<p>制度の運用改善のための表示基準やガイドラインの改定など消費者基本計画に基づき必要な措置を講じるとともに、乳児用食品の表示基準を設ける措置を講じる等、早急な対応を要するものへの対応を実施した。</p> <p>また、第183回通常国会への食品表示法案提出を目指し、食品表示一元化検討会及び新食品表示制度についての意見交換会の開催、新食品表示制度についての意見募集等、スケジュールを見据えた施策の実施に努めた。</p>
	目標期間終了時点の 総括	<p>食品の安全に関する情報や消費者が自主的かつ合理的な選択の機会の確保に資する情報の提供を推進することは、消費者利益の擁護と増進を図る上で重要である。</p> <p>本施策の食品表示の一元的な法体系の在り方の検討については、検討会を実施し、パブリックコメント及び意見交換会を行うなど、着実に法案提出に向けた施策を進めている。また、これと併せて栄養表示の義務化について結論を得ることができた。さらに、原料原産地表示、外食・中食におけるアレルギー表示、遺伝子組換え表示、添加物表示についても検討を行うことができた。</p> <p>また、乳児用食品の表示基準など、早急な対応を要する案件についても、必要な措置を講じており、一定の評価ができると考えられる。</p> <p>引き続き、消費者の立場に立った表示制度の充実を検討するとともに、食品事業者等に対する監視指導・啓発を充実・強化していくことが重要となる。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○学識経験を有する者からの個別の意見聴取（平成25年8月） 特になし</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	食品表示企画課	作成責任者名	総括担当 伊藤 麻子	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	---------	--------	------------	----------	---------